NISSHA

日本写真印刷株式会社
証券コード 7915

第97期
定時株主総会招集ご通知

日時
2016年6月17日（金曜日）午前10時

場所
京都市中京区壬生花井町3番地 当本社 講堂
末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目次

株主のみなさまへ……1
第97期定時株主総会招集ご通知……3
株主総会参考書類……7
　第1号議案　剰余金の処分の件
　第2号議案　取締役8名選任の件
　第3号議案　監査役2名選任の件
　第4号議案　取締役および監査役の報酬等の額改定の件
　第5号議案　取締役に対する株式報酬等の額決定の件
　第6号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件
添付書類
　事業報告……47
　連結計算書類……71
　計算書類……73
　監査報告書……75

Empowering Your Vision

株主のみなさまへ

株主のみなさまには平素より格別のご高配をたまわり厚くお礼申しあげます。

このたびの熊本地震により、被災されましたみなさまには心よりお見舞申しあげます。

当社グループは、2015年4月から3ヶ年の第5次中期経営計画の運用を開始しました。「印刷技術に新たなコア技術を獲得・融合し、グローバル成長市場で事業ポートフォリオの組み換えを完成させる」ことを中期ビジョンに掲げ、コンシューマー・エレクトロニクス市場への過度な依存を是正し、バランスの取れた事業・製品ポートフォリオを再構築する、「組み換え」の戦略に着手しています。

当期は、重点市場と定める自動車分野向けに製品の拡販が進んだことに加え、高級ラベルやパッケージ向けの蒸着紙を手がける世界最大手の蒸着紙メーカーを買収・子会社化するなど事業・製品ポートフォリオの組み換えに資する具体的な取り組みが進捗しました。

今後も第5次中期経営計画の完遂を目指し、全社一丸となって邁進します。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも、より一層のご支援をお願い申しあげます。

代表取締役社長　兼　最高経営責任者　鈴木順也

（注）本招集ご通知には、ご参考としてグラフ、写真等を掲載しております。

企業理念体系

当社は、私たちの使命や考え方の基盤、行動の原則を示す普遍的なものとして、企業理念を頂点に据えた「企業理念体系」を定め、大切にしています。

企業理念

印刷を基盤に培った固有技術を核とする事業活動を通して、広く社会との相互信頼に基づいた《共生》を目指す。

ブランドステートメント

Empowering Your Vision

”Empowering Your Vision”は、私たちとお客さま、株主、社員、サプライヤー、地域社会などのステークホルダーが、それぞれに抱いているビジョンの実現に向けて、双方向に影響しあう共生の関係をあらわしています。私たちは、技術と情熱、リーダーシップを原動力に、能力を最大限に発揮し、同時にまたステークホルダーから活力を得て、ともに価値ある未来を創出していきます。

私たちの価値観

Growth Based on Customer Satisfaction ／ 私たちは、常に新しいお客さま価値を創造し、成長の原動力とします。

Commitment to Results ／ 私たちは、チャレンジングな目標を持ち、成果を出します。

Magnify Leadership ／ 私たちは、組織や立場の違いを超えて、困難を突破するリーダーシップを発揮します。

Diverse Capabilities ／ 私たちは、組織の能力を高め、成長の原動力となるような多様性を尊重します。

Sustainability Through Integrity ／ 私たちは、グローバル社会の一員として、個人の尊厳を大切にし、公正な事業活動を行います。

（証券コード 7915）
2016年5月27日

株　主　各　位

京都市中京区壬生花井町3番地
日本写真印刷株式会社
代表取締役社長　鈴　木　順　也

第97期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配をたまわり厚くお礼申しあげます。

さて、当社第97期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」（7頁から46頁）をご検討のうえ、2016年6月16日（木曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　**2016年6月17日（金曜日）午前10時**

2. 場　　所　**京都市中京区壬生花井町3番地　当本社　講堂**
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第97期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第97期（2015年4月1日から2016年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役8名選任の件
第3号議案　監査役2名選任の件
第4号議案　取締役および監査役の報酬等の額改定の件
第5号議案　取締役に対する株式報酬等の額決定の件
第6号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件

【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（http://www.it-soukai.com/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「議決権行使についてのご案内」（5頁から6頁）をご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

以　上

---

1. 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。
2. 以下の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nissha.com/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
   （1）連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
   （2）計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表
   従って、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。
3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nissha.com/）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は株主のみなさまが当社の経営に参加いただくための大切な権利です。以下をご参照のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

1.株主総会へのご出席

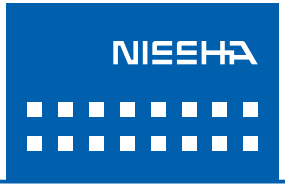

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時　2016年6月17日（金曜日）　午前10時

2.郵送

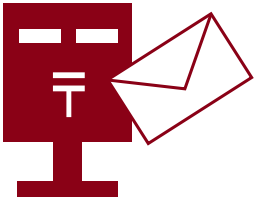

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、
切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　2016年6月16日（木曜日）午後6時到着分まで有効

3.インターネット

当社指定の議決権行使サイト
http://www.it-soukai.com/にてご行使ください。
行使方法については右記をご参照ください。

行使期限　2016年6月16日（木曜日）午後6時受付分まで有効

インターネットによる議決権行使の手順

書面による議決権行使に代えて、当社指定の議決権行使ウェブサイトにて議決権を行使できます。同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

http://www.it-soukai.com/

2. 議決権行使書用紙に印字されている「議決権行使コード」をご入力ください。

3. 議決権行使画面の案内に従って、ご入力ください。

議決権行使画面（例）

◆◆◆ 議案別賛否投票 ◆◆◆

●議案に対する賛否を入力のうえ、【登録】ボタンをクリックしてください。
●選任議案において、一部の候補者について異なる意思を表示される場合は、まず議案に対する賛･否を入力し、次に【除外する候補者】ボタンをクリックのうえ、該当する候補者をご指定ください。

会社提案	議案に対する賛否
第1号議案　剰余金の処分の件	○賛　○否
第2号議案　取締役8名選任の件	○賛　○否
第3号議案　監査役2名選任の件	○賛　○否
第4号議案　取締役および監査役の報酬等の額改定の件	○賛　○否
第5号議案　取締役に対する株式報酬等の額決定の件	○賛　○否
第6号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件	○賛　○否

② 登録　メインへ　①

① 賛否を選択してください。

② 選択後、登録ボタンをクリックします。

4. 受付完了画面が表示されると受付完了となります。

- 複数回インターネットで議決権を行使された場合は最後に行われたものを有効といたします。
- パスワード（株主さまが変更されたものを含みます。）は本総会のみ有効です。次の総会時は新たに発行いたします。
- インターネット接続に係る費用は株主さまのご負担となります。

ご注意

■パスワードは行使される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。

■パスワードは一定回数以上間違えるとロックされご使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

■議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、機器によってはご利用いただけない場合があります。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社証券代行部までお問い合わせください。

1. インターネットによる議決権行使のパソコン操作方法等に関する専用お問い合わせ先

フリーダイヤル
0120-768-524（平日 午前９時～午後９時）

2. 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル
0120-288-324（平日 午前９時～午後５時）

機関投資家のみなさまへ

上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

議案および参考事項

第1号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまへの利益配分につきましては、安定配当の継続を基本方針に、当期および今後の業績、配当性向、財務面での健全性などを総合的に勘案して配分することとしています。

また、内部留保金につきましては、現時点では中・長期的観点から企業価値拡大を図るための成長分野へのM&A・設備投資・研究開発を中心に有効活用することを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、上記方針、現在の経営環境および今後の事業展開等を勘案したうえで、次のとおり１株につき15円といたしたいと存じます。これにより中間配当金１株につき15円を含めました当期の年間配当金は、１株につき30円となります。

(1) 配当財産の種類
　金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式１株につき金15円
　配当総額 643,686,885円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　2016年６月20日

第2号議案　取締役8名選任の件

取締役全員（７名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、当社コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役を１名増員して４名とし、合わせて取締役８名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者は、取締役の選任基準に基づき、社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会（22頁記載）の答申を受け決定しております。また、社外取締役候補者については、「社外役員の独立性に関する基準」（19頁記載）に準拠しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位・担当
1	鈴木順也（すずき じゅんや） 再任	代表取締役社長 最高経営責任者
2	橋本孝夫（はしもと たかお） 再任	取締役専務執行役員 最高技術責任者
3	西原勇人（にしはら はやと） 再任	取締役専務執行役員 最高財務責任者、人事・総務・法務担当
4	辻　良治（つじ よしはる） 再任	取締役 社長特命事項担当、東京支社長
5	久保田民雄（くぼた たみお） 再任 社外取締役候補者 独立役員	取締役
6	小島健司（こじま けんじ） 再任 社外取締役候補者 独立役員	取締役
7	野原佐和子（のはら さわこ） 再任 社外取締役候補者 独立役員	取締役
8	大杉和人（おおすぎ かずひと） 新任 社外取締役候補者 独立役員	——

候補者番号 **1**

鈴木 順也（すずき じゅんや）

再任

生年月日――――――1964年12月8日生
所有する当社株式の数――――607,269株
取締役在任期間――――17年（本総会終結時）
2015年度における
取締役会への出席状況――21/21回（100%）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年	4月	株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行・銀座支店
1993年	4月	同　法人企画部産業調査室
1995年	3月	慶應義塾大学大学院商学研究科博士課程単位取得
1996年	3月	株式会社第一勧業銀行ロスアンゼルス支店
1998年	3月	当社入社
1999年	6月	同　取締役
2001年	6月	同　常務取締役
2003年	4月	同　常務取締役　産業資材・電子事業本部国際営業本部長
同年	6月	同　専務取締役
2005年	7月	同　取締役副社長
2006年	4月	同　取締役副社長　経営戦略本部長
2007年	6月	同　代表取締役社長（現任）
		現在、最高経営責任者

重要な兼職の状況

一般社団法人京都経済同友会代表幹事／ Nissha USA, Inc. Chairman ／ Nissha Europe GmbH Chairman ／
Nissha Luxembourg Holdings S.à r.l. Chairman ／ AR Metallizing N.V. Chairman ／
鈴木興産株式会社代表取締役社長／一般財団法人ニッシャ印刷文化振興財団理事長

取締役候補者とした理由

鈴木順也氏は、代表取締役社長 兼 最高経営責任者として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、2007年に代表取締役社長に就任以来、経営環境の変化に的確に対応した戦略を実践してきました。現在も第5次中期経営計画において、強いリーダーシップを発揮しております。今後も当社の成長戦略を創出し、業務執行を監督するために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

（注）1. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記所有株式数には、持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

候補者番号 **2**

橋本 孝夫（はしもと たかお）

再任

生年月日――――――1948年9月11日生
所有する当社株式の数――――――17,789株
取締役在任期間――――11年（本総会終結時）
2015年度における
取締役会への出席状況――21/21回（100%）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年	4月	当社入社
2004年	4月	同　産業資材・電子事業本部第二製造本部長
2005年	6月	同　取締役
2006年	4月	同　取締役　産業資材・電子事業本部技術開発本部長
2008年	6月	同　取締役常務執行役員
2010年	4月	同　取締役常務執行役員　産業資材・電子事業本部副事業本部長（電子事業担当・技術開発担当）
2012年	4月	同　取締役常務執行役員　コーポレートR&D部門担当
2013年	4月	同　取締役専務執行役員（現任）
		現在、最高技術責任者

重要な兼職の状況

エフアイエス株式会社代表取締役

取締役候補者とした理由

橋本孝夫氏は、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、専務執行役員・最高技術責任者として、Nisshaグループの新たなコア技術の獲得および技術開発と製品開発の分野でリーダーシップを発揮しております。今後も当社の成長戦略を創出し、業務執行を監督するために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

（注）1. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記所有株式数には、持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

候補者番号 **3**

西原 勇人（にしはら はやと）

再任

生年月日――――――1953年2月16日生
所有する当社株式の数――――――3,344株
取締役在任期間――――――4年（本総会終結時）
2015年度における
取締役会への出席状況――21/21回（100%）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年	4月	株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行
2002年	1月	同　浜松支店長
2004年	12月	当社入社
2005年	4月	同　管理本部副本部長
2006年	4月	同　経営戦略本部副本部長（人事企画部・経営企画部特命事項担当）
2008年	6月	同　執行役員　管理本部副本部長（財務戦略担当）
2009年	4月	同　執行役員　コーポレート財務本部長
2011年	4月	同　上席執行役員
2012年	6月	同　取締役上席執行役員
2013年	4月	同　取締役常務執行役員
2015年	4月	同　取締役専務執行役員（現任）
		現在、最高財務責任者、人事・総務・法務担当

取締役候補者とした理由

西原勇人氏は、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、専務執行役員・最高財務責任者として、卓越した専門知識でNisshaグループの財務戦略を統括し、事業の成長と業績向上に向けて推進するとともに、連結・グローバル視点から財務、人事、総務、法務の分野でリーダーシップを発揮しております。今後も当社の成長戦略を創出し、業務執行を監督するために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

（注）1. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記所有株式数には、持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

候補者番号 **4**

辻（つじ） 良治（よしはる）

再任

生年月日――――――1942年2月19日生
所有する当社株式の数――――――36,737株
取締役在任期間――――29年（本総会終結時）
2015年度における
取締役会への出席状況――21/21回（100%）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1965年	3月	当社入社
1987年	6月	同　取締役
1997年	6月	同　常務取締役
2001年	6月	同　専務取締役
2003年	4月	同　専務取締役　産業資材・電子事業本部長
2005年	7月	同　取締役副社長　産業資材・電子事業本部長
2007年	6月	同　代表取締役副社長　産業資材・電子事業本部長
2011年	4月	同　代表取締役副社長　購買・ロジスティクス担当
2012年	4月	同　代表取締役
同年	6月	同　取締役（現任）
		現在、社長特命事項担当、東京支社長

重要な兼職の状況

ニッシャビジネスサービス株式会社代表取締役

取締役候補者とした理由

辻良治氏は、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、当社経営および豊富な事業経験と幅広い見識から、現在、社長特命事項を担当しております。今後も当社の成長戦略を創出し、業務執行を監督するために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

（注）1. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記所有株式数には、持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

候補者番号 **5**

久保田 民雄（くぼた たみお）

再 任　社外取締役候補者　独立役員

生年月日――――――1947年8月4日生
所有する当社株式の数――――――4,313株
取締役在任期間――――9年（本総会終結時）
2015年度における
取締役会への出席状況――21/21回（100%）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年	4月	株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）入行
1979年	6月	米国エール大学経営大学院修士課程修了
2001年	1月	株式会社第一勧業銀行国際審査部長
2002年	4月	東京リース株式会社（現東京センチュリーリース株式会社）入社
2006年	6月	同　代表取締役専務執行役員
2007年	6月	同　専務執行役員
同年	同月	当社社外取締役（現任）
2008年	6月	高島株式会社社外監査役（常勤）

社外取締役候補者とした理由

久保田民雄氏は、社外取締役として、国際的な知見やこれまでの他社での経営および監査役としての幅広い経験や見識を活かし、企業経営者としての立場から、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。同氏は株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほフィナンシャルグループ）出身者であり、2002年に同行を退職し10年以上経過しております。そのため今後も独立した立場で、当社経営全般に的確な助言がいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

（注）1. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記所有株式数には、持株会名義の実質所有株式数が含まれております。
3. 同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
4. 当社は、同氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任をご承認いただいた場合には責任限定契約を継続する予定であります。
当該契約は、会社法第423条第1項の責任について、取締役としての職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、会社に対する損害賠償責任の限度とするものであります。
5. 当社は、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

候補者番号 **6**

小島 健司（こじま けんじ）

再 任　社外取締役候補者　独立役員

生年月日――――――1948年2月5日生
所有する当社株式の数――――――0株
取締役在任期間――――8年（本総会終結時）
2015年度における
取締役会への出席状況――21/21回（100%）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1970年	4月	松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）入社
1975年	6月	米国ノースウェスタン大学ケロッグ経営大学院修士課程修了
1979年	3月	神戸大学大学院経営学研究科博士課程単位修得
1985年	3月	米国エール大学経営大学院客員研究員
1988年	9月	米国スタンフォード大学工学部客員研究員
1993年	1月	米国ハーバード大学経済学部客員研究員
1999年	5月	神戸大学経済経営研究所教授
2008年	6月	当社社外取締役（現任）
2012年	4月	神戸大学経済経営研究所特命教授（現任）

重要な兼職の状況

神戸大学経済経営研究所特命教授

社外取締役候補者とした理由

小島健司氏は、企業統治、経営戦略の研究者としての深い知見と、神戸大学大学院MBA課程で数多くのビジネスパーソンを育成してきた豊富な経験から、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。同氏は、当社社外取締役に就任以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、今後も独立した立場で、当社経営全般に的確な助言がいただけるものと判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

（注）1. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 当社は、同氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任をご承認いただいた場合には責任限定契約を継続する予定であります。
当該契約は、会社法第423条第1項の責任について、取締役としての職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、会社に対する損害賠償責任の限度とするものであります。
4. 当社は、同氏による当社社員を対象とした一般的な経営戦略の勉強会を実施しており、報酬を支払っておりますが、当社「社外役員の独立性に関する基準」（19頁に記載）で定める軽微基準を満たしており、同氏の取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。
5. 当社は、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

候補者番号 **7**

野原 佐和子（のはら さわこ）

再 任　社外取締役候補者　独立役員

生年月日――――――1958年1月16日生
所有する当社株式の数――――――0株
取締役在任期間――――2年（本総会終結時）
2015年度における
取締役会への出席状況――18/21回（85.7%）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1988年	12月	株式会社生活科学研究所入社
1995年	7月	株式会社情報通信総合研究所入社
1998年	7月	同　ECビジネス開発室長
2000年	12月	有限会社イプシ・マーケティング研究所取締役
2001年	12月	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長（現任）
2006年	6月	日本電気株式会社社外取締役
2009年	11月	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授（現任）
2012年	6月	株式会社損害保険ジャパン社外監査役
2013年	6月	NKSJホールディングス株式会社（現損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社）社外取締役（現任）
2014年	6月	当社社外取締役（現任）
同年	同月	株式会社ゆうちょ銀行社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長／慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授／
損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社社外取締役／株式会社ゆうちょ銀行社外取締役

社外取締役候補者とした理由

野原佐和子氏は、インターネット事業に関する深い知見とこれまでの企業経営および他社取締役・監査役としての幅広い経験や見識を活かし、企業経営者としての立場から、当社の経営全般に有益な指摘や意見をいただき、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただいております。今後も独立した立場で、当社経営全般に的確な助言がいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

（注）1. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 当社は、同氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任をご承認いただいた場合には責任限定契約を継続する予定であります。
当該契約は、会社法第423条第1項の責任について、取締役としての職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、会社に対する損害賠償責任の限度とするものであります。
4. 当社は、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

候補者番号 **8**

大杉 和人（おおすぎ かずひと）

新 任　社外取締役候補者　独立役員

生年月日――――――1953年7月31日生
所有する当社株式の数――――――0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年	4月	日本銀行入行
1984年	5月	米国ミシガン大学経営大学院修士課程修了
1986年	11月	BIS（国際決済銀行）エコノミスト
1999年	6月	日本銀行松本支店長
2001年	5月	同　大阪支店副支店長
2003年	5月	産業再生機構RM統括シニアディレクター
2005年	7月	日本銀行金融機構局審議役・金融高度化センター長
2006年	5月	同　検査役検査室長
2007年	4月	同　政策委員会室長
2009年	4月	お茶の水女子大学客員教授
2011年	9月	日本銀行監事
2015年	10月	日本通運株式会社警備輸送事業部顧問（現任）

重要な兼職の状況

日本通運株式会社警備輸送事業部顧問

社外取締役候補者とした理由

大杉和人氏は、長年にわたり日本銀行において培ってきた金融経済全般にわたる高い見識を活かし、独立した立場で、幅広い見地から当社経営全般に的確な助言をいただけるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏は、他社事業部顧問に就任以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由によりその職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

（注）1. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 同氏の選任をご承認いただいた場合には同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
当該契約は会社法第423条第1項の責任について、取締役としての職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、会社に対する損害賠償責任の限度とするものであります。
4. 当社は、同氏が事業部顧問を務める日本通運株式会社との間で、物流サービス等の取引関係がありますが、当社「社外役員の独立性に関する基準」（19頁記載）で定める軽微基準を満たしており、同氏の取締役としての独立性に影響を与えるものではありません。
5. 当社は、同氏の選任をご承認いただいた場合には、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案　監査役２名選任の件

監査役小西均、桃尾重明の両氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、監査役２名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 **1**　小西（こにし）　均（ひとし）

再任

生年月日――――――――1949年１月２日生
所有する当社株式の数――――――7,794株
監査役在任期間――――――4年（本総会終結時）
2015年度における
取締役会への出席状況――21/21回（100%）
監査役会への出席状況――13/13回（100%）

略歴、地位および重要な兼職の状況

1971年	3月	当社入社
1991年	4月	同　印刷情報事業本部東京第五事業部長
1994年	4月	同　印刷情報事業本部第二営業本部SP事業部長
1999年	4月	同　産業資材・電子事業本部関西営業本部長
2003年	4月	同　産業資材・電子事業本部東京営業本部長
2007年	10月	同　CSR本部長
2008年	6月	同　執行役員　CSR本部長
2009年	4月	同　執行役員　オペレーション管理本部長
2011年	4月	同　顧問
2012年	6月	同　常勤監査役（現任）

監査役候補者とした理由

小西均氏は、当社入社以来、長年にわたり当社営業部門の業務に携わり、CSR担当執行役員などを歴任するなど、企業経営に関する豊富な経験と見識を有しております。それらの経験とこの4年間の監査役としての実績から、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

（注）1. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
　　2. 上記所有株式数には、持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

候補者番号 **2**

桃尾 重明（ももお しげあき）

再 任　社外監査役候補者　独立役員

生年月日――――――1940年8月19日生
所有する当社株式の数――――――8,767株
監査役在任期間――――15年（本総会終結時）
2015年度における
取締役会への出席状況――21/21回（100%）
監査役会への出席状況――13/13回（100%）

略歴、地位および重要な兼職の状況

1966年	4月	弁護士登録（第一東京弁護士会）
1989年	2月	桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー（現任）
1996年	10月	法制審議会倒産法部会委員
2001年	1月	法制審議会臨時委員
同年	6月	当社社外監査役（現任）
2002年	3月	最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
2007年	12月	民事調停委員（東京地方裁判所所属）

重要な兼職の状況

桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー

社外監査役候補者とした理由

桃尾重明氏は、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられ、その専門的見地から当社監査を行っていただいております。同氏は、当社および他社社外監査役に就任以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、今後もその高い見識を反映していただけると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

（注）1. 同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記所有株式数には、持株会名義の実質所有株式数が含まれております。
3. 同氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
4. 当社は、同氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任をご承認いただいた場合には責任限定契約を継続する予定であります。
当該契約は、会社法第423条第1項の責任について、監査役としての職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、会社に対する損害賠償責任の限度とするものであります。
5. 当社は、同氏の所属する桃尾・松尾・難波法律事務所より、必要に応じて法律上のアドバイスを受けており、報酬を支払っておりますが、当社「社外役員の独立性に関する基準」（19頁に記載）で定める軽微基準を満たしており、同氏の監査役としての独立性に影響を与えるものではありません。
6. 当社は、同氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(ご参考)社外役員の独立性に関する基準

日本写真印刷株式会社(以下、「当社」という。)は、当社の社外取締役および社外監査役(以下、併せて「社外役員」という。)または社外役員候補者が、以下に定める項目のいずれにも該当しない場合、当社に対する十分な独立性を有しているものと判断する。

1. 現在および過去において、当社および当社の関係会社(以下、併せて「当社グループ」という。)の業務執行者(＊)であった者、加えて社外監査役は、当社グループの業務を行わない取締役であった者

   (＊)業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみでなく、使用人を含む。監査役は含まれない。

2. 当社グループを主要な取引先(＊)とする者もしくはその業務執行者。または、当社グループの主要な取引先もしくはその業務執行者

   (＊)主要な取引先とは、直近の事業年度を含む3事業年度の各年度における当社グループとの取引の支払額または受取額が、当社グループまたは相手方の年間連結総売上高の2%以上のものをいう。

3. 当社の大株主(＊)もしくはその業務執行者。または、当社グループが大株主である会社の業務執行者

   (＊)大株主とは、総議決権の10%以上の議決権を保有する者をいう。

4. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産(＊)を得ている、弁護士、公認会計士、コンサルタント等(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)

   (＊)多額の金銭その他の財産とは、過去3事業年度の平均で、年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていること。団体の場合は、直近の事業年度を含む3事業年度の各年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いがあることをいう。

5. 当社グループから多額の寄付(＊)を受けている者(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者)

   (＊)多額の寄付とは、直近の事業年度を含む3事業年度の各年度において年間1,000万円以上のものをいう。

6. 当社グループとの間で、社外役員の相互就任(＊)の関係にある会社の業務執行者

   (＊)社外役員の相互就任とは、当社グループ出身者(現在を含む直近10年間において業務執行者であった者をいう。)を社外役員として受け入れている会社またはその親会社・子会社から、当社が社外役員を迎え入れることをいう。

7. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

8. 最近3年間において、上記2から7の項目に該当する者

9. 上記、1から8までのいずれかに該当する者(重要な者(＊)に限る。)の配偶者または2親等以内の親族

   (＊)重要な者とは、①取締役(社外取締役を除く。)、執行役員および副事業部長職以上の上級管理職にある使用人、②監査法人に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士、③財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち、評議員、理事および監事等の役員ならびに同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

10. その他、独立した社外役員としての職務を果たせないと客観的・合理的に判断される事情がある者

第4号議案　取締役および監査役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2008年6月27日開催の第89期定時株主総会において年額4億3,000万円以内(うち社外取締役3,000万円以内)、監査役の報酬等の額は、2007年6月28日開催の第88期定時株主総会において年額5,000万円以内(うち社外監査役1,600万円以内)とそれぞれご承認いただき、今日に至っております。

このたび、第2号議案を原案どおりご承認いただきますと社外取締役を1名増員することおよび経済情勢の変化や報酬の業界水準等、諸般の事情を考慮し、取締役の報酬等の額については、取締役の賞与も含めて現行どおり年額4億3,000万円以内とし、うち社外取締役の報酬等の額を年額3,000万円以内から年額4,000万円以内に、監査役の報酬等の額については、年額5,000万円以内(うち社外監査役1,600万円以内)から年額6,000万円以内(うち社外監査役2,000万円以内)に改定することにつきましてご承認をお願いするものであります。

また、取締役の報酬額には従来どおり執行役員兼務取締役の執行役員分の報酬を含むものといたします。

なお、取締役および監査役の員数は、第2号議案および第3号議案を原案どおりご承認いただきますと、それぞれ8名(うち社外取締役4名)および4名(うち社外監査役2名)となります。

第5号議案　取締役に対する株式報酬等の額決定の件

1. 提案の理由

現在、当社の取締役(社外取締役を除きます。)、執行役員および子会社の取締役の報酬は、基本報酬および賞与により構成されています。今般、当社の取締役(社外取締役を除きます。)、執行役員および当社子会社の一部の取締役(以下、「取締役等」といいます。)を対象として、新たな株式報酬制度「株式給付信託(BBT（=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といいます。)を導入いたしたく、当社取締役の報酬等の額についてご承認をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主のみなさまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

第4号議案「取締役および監査役の報酬等の額改定の件」を原案どおりご承認いただきますと、取締役の報酬額は年額4億3,000万円以内(うち社外取締役の報酬等の額を年額4,000万円以内)となります(ただし、執行役員兼務取締役の執行役員分の報酬を含みます。)が、本制度はこれとは別枠で、本制度に基づく報酬を当社取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第2号議案「取締役8名選任の件」を原案どおりご承認いただきますと、本制度の対象となる当社取締役の員数は社外取締役4名を除く4名となります。

本議案を原案どおりご承認いただきますと、取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」および「株式報酬」により構成されることになります。

なお、本議案をご承認いただくことを条件として、2007年6月開催の第88期定時株主総会においてご承認いただいた「業績連動型報酬と報酬の一部を当社株式購入資金に充当する株式取得型報酬制度」は廃止いたします。

2. 本制度における報酬等の額および参考情報

(1)本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、取締役等に対して、当社および当社子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」といいます。)が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として、役員株式給付規程に定める3事業年度毎の所定の時期において同規程の定めに従い所定の受益者確定手続を行った日または取締役等を退任する日のいずれか早い日(以下、「受益者確定日」といいます。)以後、同規程の定める給付日とします。

(2)本制度の対象者

当社の取締役、執行役員および当社子会社の一部の取締役(ただし、社外取締役、監査役は、本制度の対象外とします。)

(3)取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法とその上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき定まる数のポイントが付与されます。

取締役等に付与される3事業年度当たりのポイント数の合計は、当社の取締役分として76,000ポイント、当社の執行役員分として97,000ポイント、当社の子会社の取締役分として11,000ポイント、合計184,000ポイントをそれぞれ上限といたします。これは、現在の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記(6)の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます(ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。)。

下記(6)の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、受益者確定日時点までに取締役等に対し付与されたポイントを合計した数(以下、「確定ポイント数」といいます。)で確定します。

(4)当社株式の取得方法およびその上限

本信託による当社株式の取得は、下記(5)により拠出された資金を原資として、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

当初対象期間(下記(5)において定義します。)につきましては、取締役等への給付を行うための株式として、本信託設定後、遅滞なく、184,000株を上限として取得するものとします。本信託による当社株式の取得方法等の詳細につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

(5)信託金額(報酬等の額)

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、上記(3)および下記(6)に従って当社株式等の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は上記(4)のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、2016年3月末日で終了した事業年度から2018年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度(以下、「当初対象期間」といいます。)に対応する必要資金として合計2億2,200万円(当社の取締役分として9,200万円、当社の執行役員分として1億1,700万円、当

社の子会社の取締役分として1,300万円)を上限として金銭を拠出し、本信託を設定します。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として3事業年度ごとに、以後の3事業年度(以下、「次期対象期間」といいます。)に関し、合計2億2,200万円(当社の取締役分として9,200万円、当社の執行役員分として1億1,700万円、当社の子会社の取締役分として1,300万円)を上限として、本信託に追加拠出することとします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式(取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除きます。)および金銭(以下、「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が次期対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、合計2億2,200万円(当社の取締役分として9,200万円、当社の執行役員分として1億1,700万円、当社の子会社の取締役分として1,300万円)から残存株式等の金額(株式については、当該次期対象期間の開始直前日における時価相当額で金額換算します。)を控除した金額とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。

(6)当社株式等の給付時期

取締役等は、原則として、役員株式給付規程に定める受益者確定日に所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から確定ポイント数に応じた数の当社株式の給付を受けることができます。ただし、受益者要件に加えて役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合には、当該取締役等に付与されたポイント数の一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式を受益者確定日時点の時価で換算した金額相当の金銭の給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託より当社株式を売却する場合があります。

以　上

(ご参考)

なお、本制度の詳細については、当社2016年5月12日付プレスリリース「株式給付信託(BBT)導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(ご参考)指名・報酬委員会について

当社は、取締役および監査役の選任ならびに取締役の処遇の客観性と公正性を確保するために、取締役会の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役で構成し、社外取締役が委員長を務める指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会は、取締役会からの諮問を受けて(1)取締役および監査役の選任基準ならびに取締役の報酬の基本方針、(2)取締役および監査役の候補者案ならびに取締役の報酬を審議して、取締役会に答申しております。

第2号議案および第3号議案におけるすべての候補者、第4号議案の取締役の報酬等の額および第5号議案の内容は同委員会による答申を受け決定しております。

第6号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の更新の件

2013年6月21日開催の第94期定時株主総会においてご承認いただいた当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下、「旧プラン」といいます。）は、本総会終結の時をもって有効期間が満了します。

当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益を確保するための取り組みの一つとして、株主のみなさまへの随時の情報提供、株主のみなさまにご判断いただく時間確保の点から、継続の是非を含めて検討を進めてまいりました。

その結果、2016年5月12日開催の当社取締役会で、本総会において株主のみなさまのご承認が得られることを条件として、旧プランの内容を一部改定したうえで、更新すること（以下、改定後の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針を「本プラン」といいます。）を決定しました。

本プランは、旧プランにおいて、①独立委員会による検討作業を迅速に進めるため、独立委員会の求めによる当社取締役会の情報提供の期限を60日から30日に短縮した点および、②プランの的確な運用を図るため、独立委員会の求めによる当社取締役会の情報提供の期間、および独立委員会による検討期間の上限日数を明確にした点を踏襲しています。今回それに加えて、本プランの発動に係る要件を明確にするために整理を行いました。

つきましては、株主のみなさまに本プランへの更新についてのご承認をお願いするものであります。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社・公開会社である当社の株式は、自由な取引が認められており、当社は会社の支配権の移転を伴うような大規模な株式の買付提案またはこれに類似する行為に応じるか否かの判断は、最終的には、株主のみなさまのご意思に基づき行われるべきものであると考えております。従いまして、大規模な株式の買付提案であっても、当社グループの企業価値・株主のみなさまの共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

当社では、企業価値や株主のみなさまの共同の利益を確保・向上させるためには、当社の企業理念を礎とし、未来志向型企業として常に価値ある製品・サービスを提供することを通じて社会に貢献することが必要不可欠であると考えております。

具体的には、グローバルベースで成長市場を捕捉し、他社にはできないものづくりを通じて当社ならではの付加価値の高い製品・サービスを提供し続けること、そして絶え間ない研究開発・技術開発によってこれまで培ってきた印刷技術の概念を打ち破ることが、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、このような基本的な考え方を十分

に理解することにより、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益を中・長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、上記のような基本的な考え方を十分に理解せず、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益に資さない不適切な当社株式の大規模な買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、当社はそれを抑止するための取り組みが必要不可欠であると考えております。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、上記1. の基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、下記(1)に挙げる当社の企業価値の源泉を活用して、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益の確保・向上につながる下記(2)の取り組みを実施しております。

(1) 当社の企業価値の源泉

①他社にできないものづくりを追い求めるスピリット

1929年、当社の創業者・鈴木直樹は、印刷業を始めるに際し、「活字印刷なら誰でもできる、他社の手掛けない高級印刷をやろう」という決意を述べました。他社にできないものづくりを追い求める姿勢と情熱は今日まで承継されている当社のスピリットです。

②事業領域の拡大を実現する技術力

当社は1960年代以降、印刷技術を応用した付加価値の高い製品を生み出し、産業資材やディバイスといった新たな事業領域に進出してきました。現在は、持続的な成長を目指して、これまでに培った印刷技術を深堀りすることに加え、新たなコア技術を獲得・融合することで技術基盤を拡張し、新たな製品群を創出する取り組みを加速させています。

技術基盤を拡張するに際しては、あるべき姿の青写真を描くとともに、社内に蓄積されている技術を体系的に把握し、これと組み合わせるべき新たな技術を見極める能力が必要となります。他社にできないものづくりを実現する生産技術や品質管理も当社には必要不可欠な能力と言えます。

③ステークホルダーとの信頼関係

当社は、「印刷を基盤に培った固有技術を核とする事業活動を通して、広く社会との相互信頼に基づいた《共生》を目指す」という企業理念のもと事業活動を展開しています。また、お客さま、株主、社員、サプライヤー、地域社会など当社を取り巻くステークホルダーとともに価値ある未来を創出することを表した「Empowering Your Vision」をブランドステートメントに掲げています。これまでの堅実な経営によって構築してきたステークホルダーとの信頼関係は、当社の事業活動の礎となるものです。

(2) 企業価値向上への取り組み

①印刷技術を応用した事業規模の拡大

当社は、1929年に京都の地で創業し高級美術印刷を志向しました。高品位な印刷技術は「高級美術印刷の日写」と呼ばれる確固たるブランドを築きました。一方、1960年代以降、当社は紙への印刷だけではいずれ成長に限界が来るとの危機感から「水と空気以外には何にでも印刷する」という強い決意で事業領域の拡大に取り組み、グラビア製版・輪転グラビア印刷の技術を曲面印刷に応用して転写箔（現在の産業資材事業の主力製品）を、また高精細なパターニング技術を電子部品分野に応用してタッチパネル（現在のディバイス事業の主力製品）を開発しました。1990年代の後半以降、コンシューマー・エレクトロニクスに関連する産業がグローバルベースで高い成長を遂げる中、当社はこの分野に経営資源を集中し、事業規模の拡大を実現してきました。

しかし、2008年の世界的な金融危機（リーマンショック）以降、コンシューマー・エレクトロニクス業界の市場成長率は鈍化し、新興国のキャッチアップなどによって競争は激化しました。製品需要の急激な変動や製品・サービスの低価格化は常態化するようになりました。

②第5次中期経営計画を通じた事業ポートフォリオの組み換え

当社は、2015年度から運用を開始した3ケ年の第5次中期経営計画（2015年度～2017年度）において「印刷技術に新たなコア技術を獲得・融合し、グローバル成長市場で事業ポートフォリオの組み換えを完成させる」ことを中期ビジョンに掲げ、コンシューマー・エレクトロニクス市場への過度な依存を是正し、バランスの取れた事業・製品ポートフォリオを再構築する、「組み換え」の戦略に着手しています。

当社は、事業・製品ポートフォリオの組み換えを迅速に実行するうえでM＆Aを有効な手段の一つと考えており、第5次中期経営計画の3年間で350億円規模の予算を設定しています。2015年8月には世界最大手の蒸着紙メーカーAR Metallizingグループを買収・子会社化し、印刷の近接領域で蒸着紙を当社グループの製品ポートフォリオに取り込むとともに、グローバル市場における飲料品、食品、日用品などの商圏を獲得しました。一方、事業収益の改善を課題とする情報コミュニケーション事業は、2015年7月より分社化することで事業の自走力を高めるとともに、2016年4月からは同業他社との生産提携によって事業のコスト構造を変革する取り組みを進めています。

当社では、中期経営計画の進捗を捕捉するための経営管理指標として、ROEおよびROICを採用しています。第5次中期経営計画ではROE10％以上、ROIC8％以上を目標としています。

③コーポレートガバナンスの強化

前述のとおり、当社は創業以来、経営者の強いリーダーシップのもと、経営環境の変化に合わせて、これに適応した戦略を実践してきました。当社はこの強いリーダーシップのもとでコーポレートガバナンスが強化されることにより、迅速かつ果断な意思決定が促進され、同時に経営の透明性、公

正性を確保することに繋がるものと考えており、コーポレートガバナンスを重要な経営課題と認識しております。

当社は2008年に執行役員制度を導入し、取締役会が担うべき戦略策定および経営監視機能と、執行役員が担うべき業務執行機能との分化を図りました。また、取締役会のダイバーシティーを推進するため、2007年には社外取締役を1名選任し、翌2008年には社外取締役を2名体制としました。2014年には新たに女性の社外取締役を選任し、現在の取締役会は、独立性の高い社外取締役3名を含む取締役7名(社外取締役比率42.9%)で構成されております。社外取締役は他社での企業経営の経験や、コーポレートガバナンス・経営戦略の研究者としての知見などから有益な指摘、意見を述べており、取締役会の議論は活性化しております。また、第2号議案を原案どおりご承認いただきますと、社外取締役4名を含む取締役8名(社外取締役比率50%)の構成となる予定です。

2015年10月、当社はコーポレートガバナンス基本方針を制定しました。役員の選任や報酬に関して客観性と公正性を確保するために社外取締役の知見を活用した指名・報酬委員会を新設すること、取締役会の機能をさらに向上させるために取締役会の実効性の評価を年1回行うこと、などを定めました。

当社は、以上の取り組みを継続して実施することによって、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益の確保・向上を実現できるものと考えています。

3. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

(a) 目的

本プランは、当社株式に対する買付等(下記(2)(a)において定義されます。以下、同じとします。)が行われる場合に、当該買付に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみなさまのために買付者等(下記(2)(a)において定義されます。以下、同じとします。)と交渉を行うこと等を可能とすることを目的としています。また、第5次中期経営計画に掲げる事業ポートフォリオの組み換え戦略の完遂に全経営資源を集中し、これを実現することによって、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益を確保・向上させるためにも、本プランにより不適切な買収を抑止することが重要と考えております。

(b) 買付等に係る手続の設定

本プランは、まず、当社株式に対する買付等が行われる場合に、買付者等に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求める等、上記(a)の目的を実現するために必要な手続きを定めています(下記(2)をご参照ください。)。

(c) 新株予約権の無償割当てまたは他の対抗措置の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合、または、買付者

等による買付等が当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益を著しく損なうと判断される場合（その詳細については下記(3)をご参照ください。）には、当社は、特定買付者等（別紙2に定義されます。以下、同じとします。）による権利行使は認められない旨の行使条件および当社が新株予約権の取得と引き換えに特定買付者等以外の株主のみなさまに当社株式を交付する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といい、その詳細について別紙2をご参照ください。）を、その時点のすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割り当てることがあります。

ただし、会社法その他の法令および当社の定款上認められる本新株予約権の無償割当て以外の対抗措置（以下、「他の対抗措置」といいます。）を発動することが適切と判断された場合には当該他の対抗措置を用いることを決定する可能性もあります。

(d) 取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用および株主意思の確認

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当てもしくは他の対抗措置の実施もしくは不実施または本新株予約権の取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙3をご参照ください。）に従い、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役または (iii) 社外の有識者（実績のある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、公認会計士、弁護士、会社法等を主たる研究対象とする研究者等）のいずれかに該当する者で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）の勧告を経るとともに、株主のみなさまに適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プランの更新時における独立委員会の委員には、野原佐和子、大杉和人および中野雄介の各氏が、それぞれ就任を予定しております（各委員の略歴については別紙4をご参照ください。）。

また、当社取締役会は、これに加えて、本新株予約権の無償割当てまたは他の対抗措置の実施または不実施の判断について、本プラン所定の場合には、株主意思確認総会または書面投票による株主意思の確認手続（その詳細については下記(2)(e)をご参照ください。）を行い、株主のみなさまのご意思を確認することがあります。

(e) 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、特定買付者等以外の株主のみなさまによる本新株予約権の行使がなされた場合、または当社による本新株予約権の取得と引き換えに、特定買付者等以外の株主のみなさまに対して当社株式が交付された場合には、当該特定買付者等の有する当社株式の議決

権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 買付等に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、以下の①または②に該当する買付けまたはこれに類似する行為(以下、併せて「買付等」といいます。)を行うまたは行うことを提案する者(以下、「買付者等」といいます。)を対象とします。ただし、その者が買付等を行うことが当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益に反しないと当社取締役会が認める場合は除きます。

① 当社が発行者である株券等(注1)について、保有者(注2)の株券等保有割合(注3)が20%以上となる買付け

② 当社が発行者である株券等(注4)について、公開買付け(注5)に係る株券等の株券等所有割合(注6)およびその特別関係者(注7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 買付者等に対する情報提供の要求

上記(a)に定める買付等を行う買付者等は、その者が買付等を行うことが当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益に反しないと当社取締役会が認める場合を除き、買付等の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める、株主のみなさまのご判断ならびに当社取締役会および独立委員会による買付等の内容の検討に必要な情報(以下、「本必要情報」といいます。)および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を順守する旨の誓約文言等を日本語で記載した書面(以下、「買付説明書」といいます。)を、当社の定める書式により提出していただきます。

独立委員会は、当該買付説明書に記載された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めたうえ、自らまたは当社取締役会等を通じて本必要情報として十分な情報を追加的に書面にて提出するよう求めることがあります。この場合には、買付者等においては、当該回答期限までに、本必要情報を追加的に書面にて提供していただきます。

① 買付者等およびそのグループ(共同保有者(注8)、特別関係者および(ファンドの場合

(注1)金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下、別段の定めがない限り同じとします。

(注2)金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

(注3)金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。

(注4)金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本②において同じとします。

(注5)金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下、同じとします。

(注6)金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下、同じとします。

(注7)金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。ただし、同項第1号に掲げる者については発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下、同じとします。

(注8)金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。

は）各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、所在地、代表者の氏名、会社等の目的および事業の内容、沿革、役員の経歴、資本構成、直近3事業年度の財務内容、設立準拠法等を含みます。）

② 買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の実現可能性、買付等の後に当社株式が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由等を含みます。）

③ 買付等の価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）

④ 買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

⑤ 買付等の完了後の当社および当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策その他企業価値・株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に関する方針

⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、お客さまその他の当社に係る利害関係者の処遇方針

⑦ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(c) 買付等の内容の検討・当社取締役会による代替案の提示

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および独立委員会から追加的に提出を求められた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益の確保・向上の観点から買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために、当社取締役会に対しても、買付者等から買付説明書の提出および独立委員会が追加提出を求めた本必要情報の提供が完了したと合理的に判断した時から、30日以内に買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下、同じとします。）、その根拠資料、および代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等および独立委員会が当社取締役会に対して上記①のとおり情報・資料等の提示を要求した場合には当社取締役会からの情報・資料等（追加的に要求したものも含みます。）の提供がすべて完了したと独立委員会が合理的に判断した時から、最長60日間の検討期間（以下、「独立委員会検討期間」といいます。ただし、下記(d)に記

載するところに従い、独立委員会は、その決議をもって、上記情報・資料等の検討等に必要な範囲内で独立委員会検討期間を最長30日間（初日不算入）延長することができるものとします。）を設定します。独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益の確保・向上の観点から、買付等の内容の検討、当社取締役会策定の代替案の検討および買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、当社取締役会に対して、株主のみなさまに対して買付等の内容に対する意見表明、代替案の公表等をするように勧告等を行うものとします。買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間内において、自らまたは当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。なお、買付者等は、当社取締役会が、下記(f)に記載の本新株予約権の無償割当てまたは他の対抗措置の実施または不実施に関する決議を行うまでは、買付等を開始することはできないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

③ 株主に対する情報開示

独立委員会は、買付説明書の提出の事実、買付者等および当社取締役会からの情報・資料等の提供がすべて完了した事実、独立委員会検討期間が開始した事実、独立委員会検討期間が終了した事実、ならびに本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主のみなさまに対する情報開示を行います。

(d) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時までに、本新株予約権の無償割当てまたは他の対抗措置の実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等の検討、当該買付等の内容の検討、当社取締役会策定の代替案の検討等に必要で合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立

委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当てまたは他の対抗措置の実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

独立委員会が当社取締役会に対して下記に定める勧告をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（独立委員会検討期間を延長・再延長する旨の決議を行う場合にはその旨、延長・再延長される期間および延長・再延長の理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

① 本プランに定められる手続に違反した場合

独立委員会は、買付者等が上記(b)または(c)に規定する手続に違反した場合で、独立委員会が自らまたは当社取締役会を通じてその是正を書面により当該買付者等に対して要求した後5営業日(注9)以内に当該違反が是正されないときは、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益の確保・向上のために本新株予約権の無償割当てまたは他の対抗措置を実施しないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てまたは他の対抗措置を実施することを勧告します。

② 本プランに定められる手続を順守する場合

独立委員会は、買付者等が上記(b)および(c)に規定する手続を順守する場合には、原則として、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てまたは他の対抗措置を実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、買付者等により上記(b)および(c)に規定する手続が順守された場合でも、買付者等による買付等が下記(3)に定める要件のいずれかに該当すると認められる場合には、本新株予約権の無償割当てまたは他の対抗措置の実施を当社取締役会に勧告します。

また、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当てまたは他の対抗措置の実施または不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記(3)に定める要件のいずれかに該当するまたは該当しないと判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当てまたは他の対抗措置の実施または不実施についての別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(e) 株主意思の確認

当社取締役会は、買付者等により上記(b)および(c)に規定する手続が順守された場合におい

(注9)営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下、同じとします。

て、独立委員会が買付者等による買付等が下記(3)に定める要件のいずれかに該当するとして本新株予約権の無償割当てまたは他の対抗措置の実施を当社取締役会に勧告した場合、本プランに従って本新株予約権の無償割当てまたは他の対抗措置を実施するに際して、取締役会が善管注意義務に照らして株主の意思を確認することが適切と判断したときは、実務上下記の株主意思の確認手続を行うことが困難な場合を除き、株主意思の確認手続として、実務上可能な限り速やかに、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施するものとします。株主意思確認総会は、定時株主総会または臨時株主総会とあわせて開催する場合もあります。

当社取締役会は、株主意思の確認手続の方法について、株主意思確認総会または書面投票のいずれによって株主意思の確認を行うのかを決定するものとし、決定内容について速やかに情報開示を行います。株主意思確認総会または書面投票における投票は、当社の通常の株主総会における普通決議に準ずるものとし、賛否を決するものとします。

また、当社取締役会は、株主意思確認総会または書面投票を実施した場合には、投票結果その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、本新株予約権の無償割当てまたは他の対抗措置の実施または不実施等（本新株予約権の無償割当てまたは他の対抗措置の中止を含みます。）に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

また、当社取締役会は、上記(e)に記載の株主意思の確認手続を行う場合には、当該株主意思の確認手続の決定に従って、本新株予約権の無償割当てまたは他の対抗措置の実施または不実施の決議を行うものとします。

当社取締役会は、上記取締役会決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当てまたは他の対抗措置の要件

当社は、買付者等により上記(2)(b)および(c)に規定する手続が順守された場合であっても、買付者等による買付等が下記(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合には、上記(2)(f)に記載の当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てまたは他の対抗措置を実施することがあります。なお、上記(2)(d)に記載のとおり、下記の要件に該当するかどうかについては、必ず独立委員会の勧告を経ることになります。また、本新株予約権の無償割当てまたは他の対抗措置を実施するか否かについては、上記(2)(e)に記載のとおり、独立委員会が本新株予約権の無償割当てまたは他

の対抗措置の実施を当社取締役会に勧告した場合であっても、取締役会が善管注意義務に照らして株主の意思を確認することが適切と判断したときは、実務上その実行が困難な場合を除き、株主意思の確認手続を経ることになります。

(ア) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

① 当社の株式等を買い占め、その株式等につき当社または当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為

② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

(イ) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(ウ) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の実現可能性、買付等の後における当社の従業員、取引先、お客さまその他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が、当社の企業価値の源泉（①他社にできないものづくりを追い求めるスピリット、②事業領域の拡大を実現する技術力、③ステークホルダーとの信頼関係等）を十分考慮しておらず、長期的な企業価値や株主のみなさまの共同の利益を毀損または減少させると判断される場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙2のとおりです。

(5) 本プランの適用開始および有効期間

本プランの効力発生は本総会において株主のみなさまのご承認が得られることを条件とします。また、本プランの有効期間は本総会終結の時から2019年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとし、以降、本プランの有効期間の延長（一部修正したうえでの有効期間の延長を含みます。）については2019年6月開催予定の当社定時株主総会において株主のみなさまのご承認が得られることを条件とします。本プランに基づいて本新株予約権の無償割当てまたは他の対抗措置を実施する場合には、この期間内に当社取締役会においてその決議を行うものとします。

(6) 本プランの廃止および変更等

本プランへの更新後、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または②当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは、株主のみなさまのご意向に従ってこれを廃止させることが可能です。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランへの更新の承認に係る株主総会決議の趣旨に反しない範囲で、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを変更し、または別の買収防衛策を導入する場合があります。

当社は、本プランが廃止または修正・変更された場合には、当該廃止または修正・変更の事実および(修正・変更の場合には)修正・変更内容その他当社取締役会または独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、本プランにおいて引用する法令の規定は、2016年5月12日現在施行されている規定を前提とするものであり、同日以後、法令の新設または改廃があり、これらの施行に伴って必要が生じた場合には、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、本プランの条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

4. 株主および投資家のみなさまに与える影響等

(1) 本プランへの更新時に株主のみなさまに与える影響

本プランへの更新時点においては、本新株予約権の無償割当てまたは他の対抗措置は実施されませんので、株主および投資家のみなさまの権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当てにより株主のみなさまに与える影響等

(a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てに係る決議(以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)を行った場合には、当社は、本新株予約権無償割当て決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主のみなさま(以下、「割当対象株主」といいます。)に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。なお、割当対象株主のみなさまは、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

また、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記3.(2)(d)に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までに本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これ

らの場合には、株主および投資家のみなさまが保有する当社株式1株当たりの経済的価値および議決権の希釈化も生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値および議決権の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家のみなさまは、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

(b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主のみなさまに対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主のみなさまご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主のみなさまにおいては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることになります。

仮に、株主のみなさまが、こうした本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みを行わなければ、他の株主のみなさまによる本新株予約権の行使により、その保有する当社株式に係る議決権および経済的価値が希釈化することになります。

ただし、当社は、下記(c)に記載するところに従って本新株予約権の取得と引き換えに特定買付者等以外の株主のみなさまに対して当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合には、特定買付者等以外の株主のみなさまは、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式に係る議決権および経済的価値の希釈化は原則として生じません。

(c) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合には、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、株主のみなさまから本新株予約権を取得し、特定買付者等以外の株主のみなさまに当社株式を交付することがあります。この場合には、かかる株主のみなさまは、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を取得することになります。なお、この場合、かかる株主のみなさまには、別途、ご自身が特定買付者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提

出いただくことがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主のみなさまに対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

5. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針等の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足し、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

(2) 株主のみなさまの共同の利益の確保・向上を目的とすること

本プランは、上記3.(1)(a)にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

当社は、2016年5月12日の取締役会決議において、本総会において株主のみなさまのご承認が得られることを条件として、本プランへの更新を決定いたしました。また、上記3.(5)にて記載したとおり、本プランの有効期間は、本総会終結の時から2019年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとし、以降、本プランの有効期間の延長（一部修正したうえでの有効期間の延長を含みます。）については2019年6月開催予定の当社定時株主総会において株主のみなさまのご承認が得られることを条件とします。

また、本プランは、取締役会において廃止する旨の決議が行われた場合にはその時点で廃止されることとされております。当社の取締役の任期は1年であり、毎年の当社定時株主総会で選任される取締役によって構成される取締役会が本プランの存続の要否を判断することとなります。

このように、本プランの消長には、株主のみなさまのご意向が適切に反映されることとなっております。

また、当社取締役会は、上記3.(2)(e)にて記載したとおり、本プランに定める本新株予約権の無償割当てまたは他の対抗措置の実施または不実施について、一定の場合には、株主意思の確認手続を経ることとし、株主のみなさまのご意思を直接に確認することとしております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主のみなさまのために本プランの運用に際しての実質

的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しました。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i) 当社社外取締役、(ii) 当社社外監査役または (iii) 社外の有識者のいずれかに該当する委員3名以上により構成されます（上記3.(1)(d)にて記載したとおり、本プランへの更新時における独立委員会の委員には、野原佐和子、大杉和人および中野雄介の各氏が、それぞれ就任を予定しております。）。

当社株式に対して買付等がなされた場合には、上記3.(2)にて記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規程に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重したうえで、会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主のみなさまに情報開示を行うこととされており、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益に適うように本プランの透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記3.(2)(d)および(e)ならびに(3)にて記載したとおり、あらかじめ定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

上記3.(2)(c)にて記載したとおり、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(7) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記3.(6)にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により廃止することができるものとされており、当社の株式等を大量に買い付けた者が、当社の株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会の決議により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以　上

（別紙1）

本プランの内容（買付等が開始された場合のフローチャート）

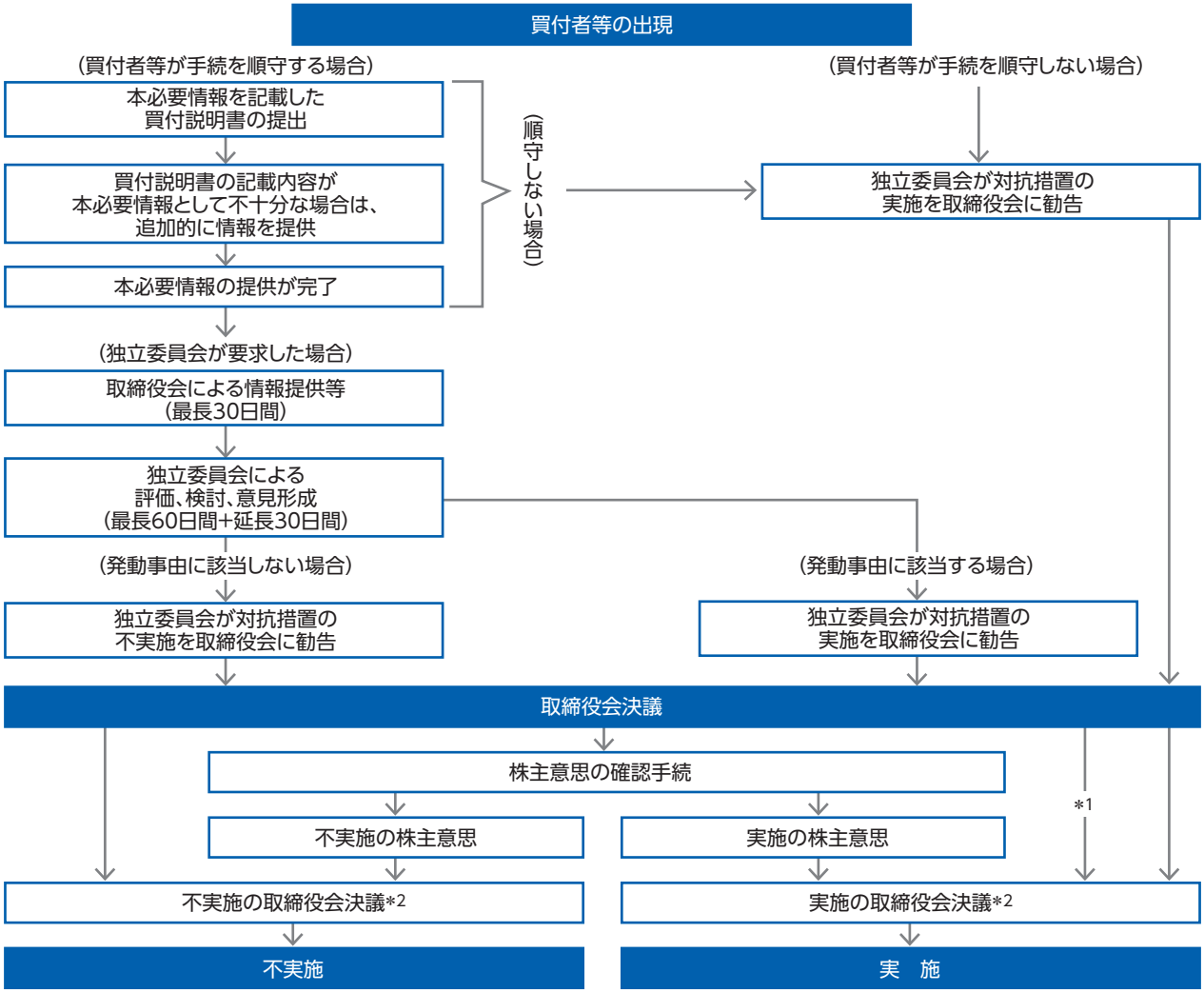

*1　取締役会が善管注意義務に照らして株主の意思を確認することが適切と判断した場合で、実務上株主意思の確認手続を行うことが困難な場合
*2　独立委員会の勧告を最大限尊重したうえでの取締役会の意思決定（株主意思の確認手続を行う場合は、その決定に従った取締役会の意思決定）
（注）本フローチャートは本プランの概要を説明するためのものであり、本プランの詳細については必ず本文をご参照ください。

以　上

新株予約権無償割当ての要項

1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容および数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別にまたは総称して「新株予約権」という。）の内容は下記2.に記載されるところに基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が新株予約権の無償割当てに係る決議(以下、「新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当期日（以下、「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）に相当する数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

(a) 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」という。）は、1株とする。ただし、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

調整後対象株式数
＝ 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

(b) 調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生日の翌日以降、これを適用する。

(c) 上記(a)に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式総数（ただし、当社の有する当社株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案のうえ、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(a) 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、行使価額（下記(b)に定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。

(b) 新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額(以下、「行使価額」という。)は、1円を下限とし、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。

(3) 新株予約権の行使期間

新株予約権の無償割当ての効力発生日または当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。ただし、下記(7)(b)の規定に基づき当社による新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日(行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいう。以下、同じ。)までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

(a) ①特定大量保有者、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤上記①から④までに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、⑥上記①から⑤まで記載の者の関連者 (以下、①から⑥までに該当する者を総称して「特定買付者等」という。)は、新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

① 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下、別段の定めがない限り同じ。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。) で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める者は、これに該当しないこととする。

② 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。

③ 「特定大量買付者」とは、公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。)によって当社が発行者である株券等 (同法第27条の2第1項に定義される。以下、本③において同じ。) の買付け等(同法第27条の2第1項に定義される。以下、本③において同じ。)を行う旨の公告を行った者で、当

該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に定義される。以下、同じ。）がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める者は、これに該当しないこととする。

④ 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。

⑤ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。

(b) 上記(a)にかかわらず、下記①から④までの各号に記載される者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。

① 当社または当社の子会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）もしくは当社の関連会社（同条第5項に定義される。）

② 当社を支配する意図がなく上記(a)①の特定大量保有者に該当することになった者であると当社取締役会が認めた者であって、かつ、特定大量保有者に該当することになった後10日間（ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者に該当しなくなった者

③ 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記(a)①の特定大量保有者に該当することになった者であると当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得して特定大量保有者に該当することとなった場合を除く。）

④ その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、特定買付者等に該当すると認めた者についても、当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと別途認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価

値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。)

(c) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域(以下、「外国法令管轄地域」という。)に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(i)所定の手続の履行もしくは(ii)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、または(iii)その双方(以下、「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該外国法令管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件がすべて履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができない。なお、当該外国法令管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務は負わない。また、当該外国法令管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該外国法令管轄地域における法令上認められない場合には、当該外国法令管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができない。

(d) 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが特定買付者等に該当せず、かつ、特定買付者等に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、および新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面ならびに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(e) 新株予約権を有する者が本(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

増加する資本金および資本準備金の額は、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

(a) 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(b) 新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)(c)の規定により新株予約権を行使することができない者(特定買付者等を除く。)であるときは、当社取

締役会は、以下の事由等を勘案して上記(a)の承認をするか否かを決定する。

① 外国法令管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人および譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書(下記②ないし④に関する表明・保証条項、補償条項および違約金条項を含む。)が提出されているか否か

② 譲渡人および譲受人が特定買付者等に該当しないことが明らかか否か

③ 譲受人が外国法令管轄地域に所在しない者であり、かつ、外国法令管轄地域に所在する者のために譲り受けようとしている者ではないことが明らかか否か

④ 譲受人が特定買付者等のために譲り受けようとしている者でないことが明らかか否か

(7) 当社による新株予約権の取得

(a) 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、すべての新株予約権を無償で取得することができる。

(b) 当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、新株予約権のうち、当該日の前営業日までに未行使の新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに、新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる新株予約権の取得を複数回行うことができる。ただし、特定買付者等の有する新株予約権については、取得の対象としないことを当社取締役会による新株予約権無償割当て決議において決定する。

(8) 合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換、および株式移転の場合の新株予約権の交付およびその条件

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途決定する。

(9) 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、2016年5月12日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃があり、これらの施行に伴って上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該新設または改廃の趣旨を考慮のうえ、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以　上

（別紙3）

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。

2. 独立委員会の委員は3名以上とし、次のいずれかに該当し、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者の中から取締役会によって選任されるものとする。
   (1) 当社社外取締役
   (2) 当社社外監査役
   (3) 企業経営等に関する一定以上の専門知識を有する者（実績のある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、公認会計士、弁護士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）

   なお、各委員は、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結する。

3. 独立委員会の任期は委員就任後最初に到来する当社定時株主総会終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

4. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項に関して決定し、その決定内容について理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。なお、独立委員会の各委員および当社取締役は、当該決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの観点に基づいて行うことを要し、専ら自己または当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
   (1) 本プランにおける本新株予約権の無償割当てまたは他の対抗措置の実施または不実施
   (2) 本プランにおける本新株予約権の無償割当てもしくは他の対抗措置の中止または本新株予約権の取得
   (3) 独立委員会検討期間の延長
   (4) 本プランの廃止または変更
   (5) 本プラン以外の買収防衛策導入の承認
   (6) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

   上記 (1) ～ (6) に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
   (7) 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報の決定
   (8) 買付者等および当社取締役会から提供された情報・資料等の検討
   (9) 買付等の内容の精査および検討
   (10) 買付者等による買付等に対する当社取締役会の代替案が示された場合は、かかる代替案の精査および検討
   (11) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項

5. 独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保の観点から、必要があれば、当社取締役会に対

して買付等の内容に対する意見表明、代替案の公表等をするように勧告等を行うものとする。

6. 独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができるものとする。

7. 各独立委員会委員および当社取締役会は、買付等がなされた場合等いつでも独立委員会を招集することができるものとする。

8. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員が全員出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができるものとする。

以　上

（別紙4）

独立委員会の委員略歴

○野原　佐和子（のはら　さわこ）氏

（1958年1月16日生）

1988年12月　株式会社生活科学研究所入社
1995年　7月　株式会社情報通信総合研究所入社
2001年12月　株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長（現任）
2009年11月　慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授（現任）
2013年　6月　NKSJホールディングス株式会社（現損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社）社外取締役（現任）
2014年　6月　当社社外取締役（現任）
　同年 同月　株式会社ゆうちょ銀行社外取締役（現任）

○大杉　和人（おおすぎ　かずひと）氏

（1953年7月31日生）

1977年　4月　日本銀行入行
1999年　6月　同　松本支店長
2005年　7月　同　金融機構局審議役・金融高度化センター長
2006年　5月　同　検査役検査室長
2007年　4月　同　政策委員会室長
2011年　9月　同　監事
2015年10月　日本通運株式会社警備輸送事業部顧問（現任）
2016年　6月　当社社外取締役就任予定

○中野　雄介（なかの　ゆうすけ）氏

公認会計士　（1969年5月15日生）

2002年　4月　公認会計士登録
2005年　7月　清友監査法人代表社員（現任）
2006年　4月　立命館大学専門職大学院経営管理研究科客員准教授
2010年　1月　中野公認会計士事務所所長（現任）
2011年　6月　株式会社フジックス社外監査役（現任）
2014年12月　株式会社エスケーエレクトロニクス社外監査役（現任）
2015年　6月　当社社外監査役（現任）

※ 独立委員会委員と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
※ 野原佐和子、中野雄介の両氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、大杉和人氏も本総会において同氏の選任をご承認いただいた場合には、独立役員として届け出る予定です。

以　上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるグローバル経済情勢を振り返りますと、米国では個人消費の増加や設備投資の持ち直しによって景気の回復が続き、欧州では景気は緩やかに回復しました。一方、中国をはじめとするアジア新興国の景気は一部で持ち直しの動きもみられましたが緩やかに減速しました。わが国の経済については、足元では弱さもみられるものの、企業収益は改善傾向にあり、景気は緩やかな回復基調を続けています。

このような状況のもと、当社グループにおいては、主力のディバイス事業は需要変動に適応したリーンな生産体制を確立するとともに生産効率の改善に努め、全社の利益を牽引しました。産業資材事業は安定的な成長が見込める自動車向け製品を拡販するなど事業ポートフォリオの組み換えを促進しました。

これらの結果、当期の連結業績は、売上高は1,192億22百万円（前期比0.4%増）、利益面では営業利益は105億41百万円（前期比20.5%増）、経常利益は92億37百万円（前期比26.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は68億98百万円（前期比38.7%減）となりました。

セグメント別概要

セグメント別連結売上高および構成比

産業資材	390億円
ディバイス	619億円
情報コミュニケーション	167億円
その他	15億円

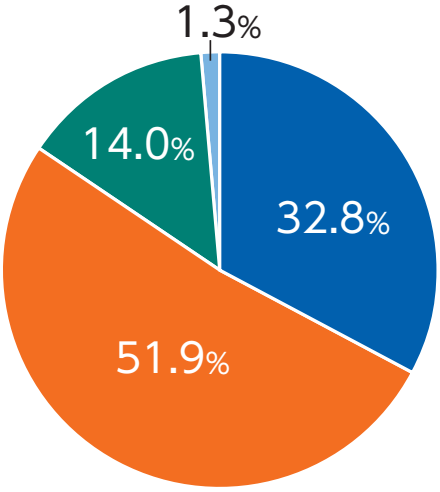

売上高合計　1,192億円

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
1,192億円 前期比 0.4%増	105億円 前期比 20.5%増	92億円 前期比 26.1%減	68億円 前期比 38.7%減

売上高構成比

32.8%

産業資材

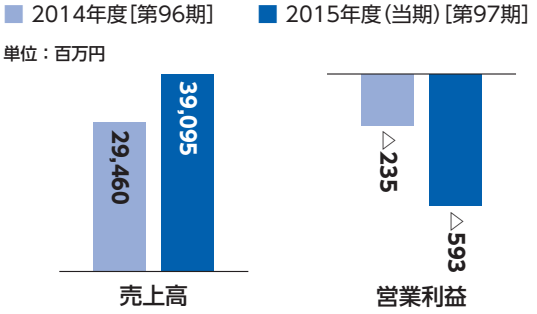

産業資材は、さまざまな素材の表面を美しく彩る独自技術を有するセグメントです。プラスチックの成形と同時に転写を行うIMDは、グローバル市場で自動車(内装)、家電製品、スマートフォンなどに広く採用されています。また、2015年8月6日には、高級ラベルやパッケージ向けの蒸着紙を手がける世界最大手のAR Metallizingグループを買収・子会社化し、印刷の近接・川上領域で蒸着紙の生産・販売を事業ポートフォリオに取り込むとともに、グローバル市場における飲料品、食品、日用品などの商圏を獲得することとなりました。また、2015年12月にはAR Metallizingグループが地理的な拡大を目指し、ブラジルの蒸着紙メーカー、Málaga Produtos Metalizadosを買収しました。これにより当社は、欧州・北米に加え、成長著しい南米の商圏と現地における生産体制を獲得しました。

当期は、主力の自動車(内装)向けの製品需要が堅調に推移したほか、蒸着紙分野の業績貢献などにより事業規模が拡大しましたが、利益面では買収関連費用の計上などにより当初の想定を下回りました。

その結果、当期の連結売上高は390億95百万円(前期比32.7%増)となり、営業損失は5億93百万円(前期は2億35百万円の営業損失)となりました。

主要な事業内容・製品名

成形同時加飾転写システムIMD、成形同時加飾インサートシステムIML、熱転写箔、ガラス転写箔、蒸着紙

※IMDは、日本写真印刷株式会社の登録商標です。

売上高構成比
51.9%

ディバイス

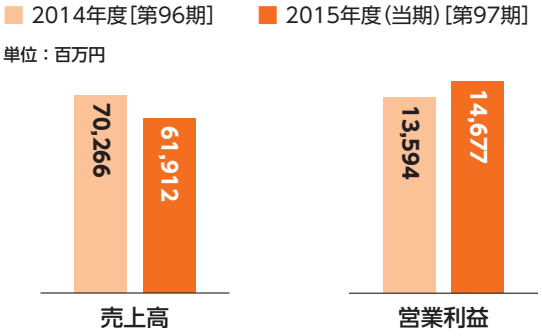

ディバイスは、タッチ入力ディバイスFineTouchを中心とし、精密で機能性を追求したディバイスを提供していくセグメントです。グローバル市場でタブレット端末、スマートフォン、携帯ゲーム機、自動車などに採用されています。

当期は、タブレット端末向け静電容量方式タッチパネルの製品需要が想定を下回って推移したものの、利益面では需要変動に適応した生産体制の構築や生産効率の改善などが奏功し、当初の想定を大きく上回りました。

その結果、当期の連結売上高は619億12百万円(前期比11.9%減)となり、営業利益は146億77百万円(前期比8.0%増)となりました。

主要な事業内容・製品名

タッチ入力ディバイスFineTouch(静電容量方式タッチパネル、抵抗膜方式タッチパネル)、フォースセンサー、無線センサーネットワーク

※FineTouchは、日本写真印刷株式会社のタッチパネルの総称であり、登録商標です。

売上高構成比

14.0%

情報コミュニケーション

■ 2014年度[第96期]　■ 2015年度(当期)[第97期]

単位：百万円

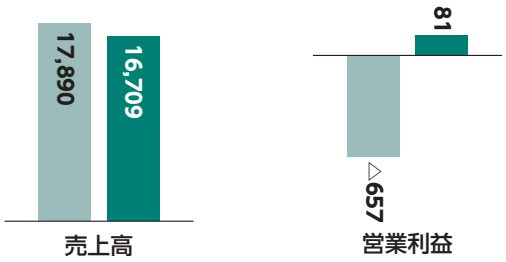

情報コミュニケーションは、出版印刷、商業印刷、セールスプロモーション、Webソリューション、デジタルアーカイブなど、さまざまな製品・サービスを提供し、お客さま企業のマーケティング戦略や広告宣伝・販売促進などのコミュニケーション戦略全般をサポートしています。

当期は、主力の商業印刷分野で情報メディアの多様化による印刷物の減少などの影響がありましたが、2015年7月1日の分社化以降、事業のコスト構造改革を加速するとともに変動費の削減に取り組みました。

その結果、当期の連結売上高は167億9百万円(前期比6.6%減)となり、営業利益は81百万円(前期は6億57百万円の営業損失)となりました。

主要な事業内容・製品名

出版印刷、商業印刷、セールスプロモーション、Webソリューション、アートソリューション

売上高構成比

1.3%

その他

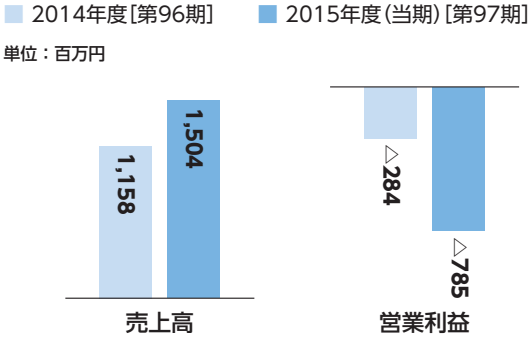

その他は、成長市場に向けた新製品開発を担うセグメントです。現在の主力製品はガスセンサーであり、ガス警報器や空気清浄機、アルコールチェッカーなどに広く採用されています。

当期は既存製品の拡販に取り組む一方で、今後成長が期待される環境や医療分野向けの製品開発に取り組みました。

その結果、当期の連結売上高は15億4百万円(前期比29.9%増)となり、営業損失は7億85百万円(前期は2億84百万円の営業損失)となりました。

主要な事業内容・製品名

ガスセンサー

※写真は、ガスセンサー(上)と医療分野向け溶解性マイクロニードルパッチ(下)です。

(2)資金調達等についての状況

① 資金調達の状況

当社グループは、当期におきまして、2021年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債を発行し、200億円の資金調達を行いました。

当該の新株予約権付社債発行による手取金は、2015年8月6日に実施したAR Metallizingグループの買収・子会社化に際して行った金融機関からの短期借入金の返済に、2016年3月末までに120億円を充当しました。

手取金の残額は、第5次中期経営計画期間中(2018年3月末まで)に実施予定のM&A関連資金に充当します。外部環境の変化等によりM&Aが実施されない場合は、第5次中期経営計画期間中に実施予定の既存事業における開発投資に充当します。

② 設備投資の状況

当社グループは、前期に引き続き新たな事業・製品を生み出すことに投資する一方で、既存事業領域のキャッシュ創造力強化に努めました。

そのため当期は、産業資材の北米市場における供給能力増強のための新工場を立ち上げたほか、ディバイスでも既存生産ラインの省人化投資や新製品試作ラインへの投資を行いました。

この結果、設備投資額は産業資材では20億68百万円、ディバイスでは13億23百万円、情報コミュニケーションでは1億17百万円、その他および全社(研究開発・管理)では13億75百万円、グループ全体では48億85百万円となりました。

主な設備投資の内訳は次のとおりです。

セグメント	主な設備投資の内訳
産業資材	北米拠点での自動車内装パネルなどのプラスチック成形工場建設
ディバイス	既存生産ラインの省人化、新製品試作ライン導入
その他および全社(研究開発・管理)	京都本社構内再整備、研究開発機器導入

(3)財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	2012年度〔第94期〕	2013年度〔第95期〕	2014年度〔第96期〕	2015年度(当期)〔第97期〕
売上高	89,427	110,922	118,775	119,222
営業利益または営業損失(△)	△6,783	1,935	8,750	10,541
経常利益または経常損失(△)	△4,643	5,182	12,494	9,237
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△5,438	3,967	11,245	6,898
1株当たり当期純利益または当期純損失(△)	△126円72銭	92円46銭	262円05銭	160円75銭
総資産	114,964	106,140	115,430	156,107
純資産	44,491	51,676	66,313	70,096

(注) 1.「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当期より、「当期純利益または当期純損失(△)」を「親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失(△)」としています。
2. 1株当たり当期純利益または当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(平均自己株式数控除後)により算定しています。

② 当社の財産および損益の状況

(単位：百万円)

区 分	2012年度〔第94期〕	2013年度〔第95期〕	2014年度〔第96期〕	2015年度(当期)〔第97期〕
売上高	82,526	102,088	108,275	88,430
営業利益または営業損失(△)	△6,877	71	3,104	309
経常利益または経常損失(△)	△4,090	4,856	9,523	△29
当期純利益または当期純損失(△)	△3,146	3,542	8,667	△1,453
1株当たり当期純利益または当期純損失(△)	△73円32銭	82円54銭	201円98銭	△33円88銭
総資産	102,865	96,233	101,911	117,191
純資産	42,019	46,455	57,376	53,152

(注) 1株当たり当期純利益または当期純損失 (△) は 、期中平均発行済株式総数 (平均自己株式数控除後)により算定しています。

売上高

(百万円)

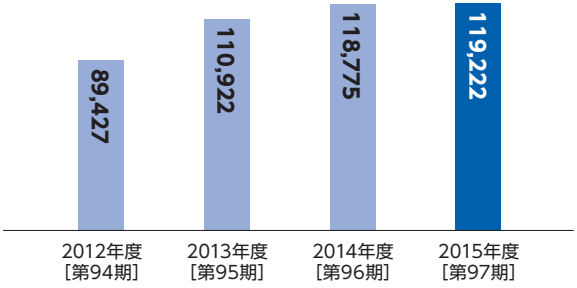

営業利益

(百万円)

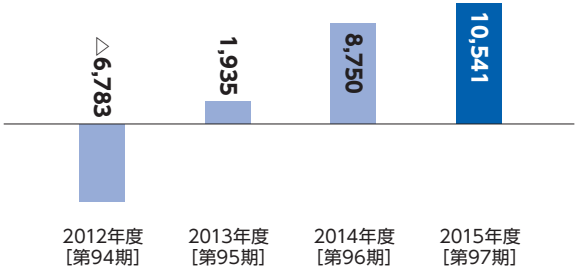

経常利益

(百万円)

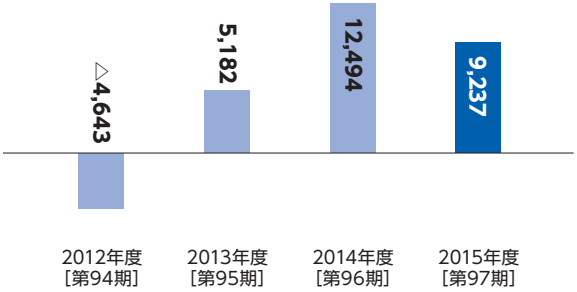

親会社株主に帰属する当期純利益／1株当たり当期純利益

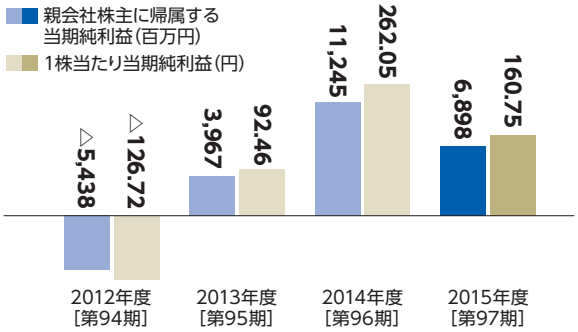

総資産・純資産

(百万円)

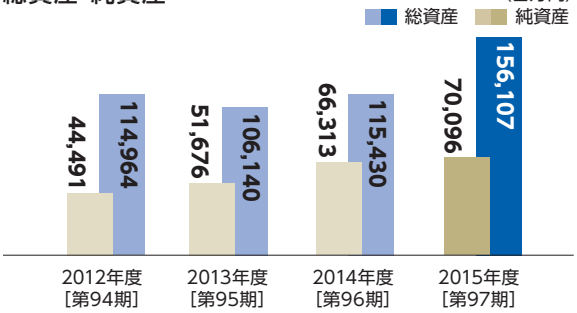

ROE(自己資本当期純利益率)

(%)

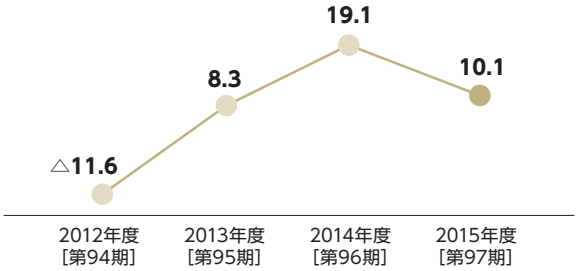

(注) 本グラフは、企業集団の状況の推移を示しています。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、印刷技術を進化させながら、1990年代から2000年代まではIMDやタッチパネルなどの分野に選択的に経営資源を集中することで事業領域の拡大を実現してきました。しかし、主力のディバイス事業は事業環境が激しく変化するコンシューマー・エレクトロニクス業界に大きく依存していることから、対象市場のポートフォリオを適正化する必要があります。また、産業資材事業と情報コミュニケーション事業は業績の回復が不十分であり、事業構造の組み換えを加速することにより収益性を改善する必要があります。

当社グループは、こうした課題認識のもと、2015年度から3ヶ年の第5次中期経営計画の運用を開始しました。「印刷技術に新たなコア技術を獲得・融合し、グローバル成長市場で事業ポートフォリオの組み換えを完成させる」ことを中期ビジョンに掲げ、コンシューマー・エレクトロニクス市場への過度な依存を是正し、バランスの取れた事業・製品ポートフォリオを再構築する、「組み換え」の戦略に着手しています。具体的な取り組みを着実に積み重ねることで第5次中期経営計画の完遂を目指します。

当社グループは、企業理念に掲げる「広く社会との相互信頼に基づいた《共生》」の実現を目指し、株主、お客さま、サプライヤー、地域社会、社員といったステークホルダーのみなさまとの良好な関係を構築するため

中期経営計画を通じて目指す姿

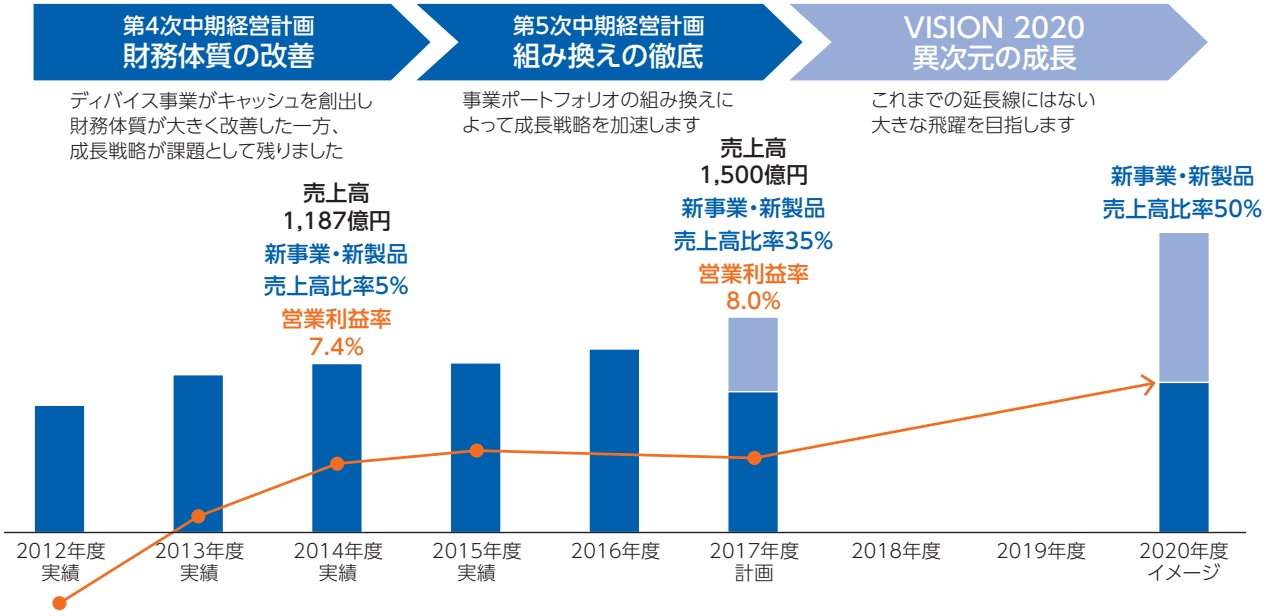

に、グローバル視点で継続性のあるCSR活動を推進しています。また、コーポレートガバナンスを重要な経営課題と認識し、経営の透明性、公正性を確保することで、迅速かつ果断な意思決定を促進し、長期的な企業価値の向上を図ります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも、より一層のご支援をお願い申しあげます。

(5)企業集団の主要拠点等(2016年3月31日現在)

① 主要な営業所および工場

当　社	本社	京都市
	支社	東京 (東京都品川区)
子会社	ナイテック工業株式会社	本社 (京都府亀岡市)、甲賀工場 (滋賀県甲賀市)、津工場 (三重県津市)
	ナイテック・プレシジョン・アンド・テクノロジーズ株式会社	本社・工場 (兵庫県姫路市)、加賀工場 (石川県加賀市)、京都工場 (京都市)
	エフアイエス株式会社	本社・工場(兵庫県伊丹市)
	日本写真印刷コミュニケーションズ株式会社	本社(京都市)、東京支社(東京都品川区)、大阪支社(大阪市)
	ナイテック印刷株式会社	本社・工場(京都市)、八千代工場(千葉県八千代市)
	ニッシャビジネスサービス株式会社	本社(京都市)
	Nissha USA, Inc.	本社(アメリカ)
	Eimo Technologies, Inc.	本社・工場(アメリカ)
	Si-Cal Technologies, Inc.	本社・工場(アメリカ)
	PMX Technologies, S.A. de C.V.	本社・工場(メキシコ)
	Nissha Europe GmbH	本社(ドイツ)
	Nissha Luxembourg Holdings S.à r.l.	本社(ルクセンブルク)
	AR Metallizing N.V.	本社・工場(ベルギー)
	AR Metallizing S.r.l.	本社・工場(イタリア)
	AR Metallizing Ltd.	本社・工場(アメリカ)
	ARM Embalagens Ltda.	本社(ブラジル)
	Málaga Produtos Metalizados Ltda.	本社・工場(ブラジル)
	ニッシャコリア株式會社	本社(韓国)
	日写(深圳)商貿有限公司	本社(中国)
	日写(昆山)精密模具有限公司	本社・工場(中国)
	広州日写精密塑料有限公司	本社・工場(中国)
	香港日寫有限公司	本社(中国)
	台灣日寫股份有限公司	本社(台湾)
	Nissha Industrial and Trading Malaysia Sdn.Bhd.	本社(マレーシア)
	Southern Nissha Sdn.Bhd.	本社・工場(マレーシア)

(注) 1. 2015年4月27日付で日本写真印刷コミュニケーションズ株式会社を設立しました。
2. 2015年7月1日付で、当社は、情報コミュニケーション事業を当社の子会社である日本写真印刷コミュニケーションズ株式会社に会社分割(簡易吸収分割)の方法により承継させ、分社化したことに伴い、大阪支社を廃止しました。
3. 2015年8月6日付で、当社は、持株会社であるARM Holdings S.C.A.より、H.I.G. Luxembourg Holdings 28 S.à r.l.の全株式を取得し、蒸着紙メーカーである同社およびその傘下にある事業会社のAR Metallizing N.V.およびそのグループ会社を子会社化しました。
なお、H.I.G. Luxembourg Holdings 28 S.à r.l.は、2015年9月15日付で、Nissha Luxembourg Holdings S.à r.l.に商号変更しました。
4. 2015年12月30日付で、当社の100%子会社であるNissha Luxembourg Holdings S.à r.l.は、同社の100%子会社であるAR Metallizing N.V.およびARM Embalagens Ltda.を通じて、ブラジルにおいて蒸着紙・蒸着フィルムの生産・販売を手がけるMálaga Produtos Metalizados Ltda.を買収しました。

② 従業員の状況

（ⅰ）企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前期末比増減
産業資材	2,151名	449名増
デバイス	1,118名	8名減
情報コミュニケーション	306名	15名減
その他および全社（研究開発・管理）	459名	12名増
合計	4,034名	438名増

（注）従業員数は就業人員です。

（ⅱ）当社の従業員の状況

従業員数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	610名	150名減	41.1歳	13.7年
女性	180名	15名減	35.0歳	9.8年
合計または平均	790名	165名減	39.7歳	12.8年

（注）従業員数は就業人員です。

(6) 重要な親会社および子会社の状況（2016年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ナイテック工業株式会社	12百万円	100%	加飾フィルムの生産
ナイテック・プレシジョン・アンド・テクノロジーズ株式会社	20百万円	100%	タッチ入力デバイスの生産
Nissha USA, Inc.	1,716百万円	100%	当社製品の販売および研究開発
Eimo Technologies, Inc.	1,712百万円	100%※	プラスチック射出成形品の生産・販売
AR Metallizing N.V.	1,212百万円	100%※	蒸着紙の生産・販売
Málaga Produtos Metalizados Ltda.	604百万円	100%※	蒸着紙・蒸着フィルムおよび関連製品の生産・販売
ニッシャコリア株式會社	673百万円	100%	当社製品の販売
日写（昆山）精密模具有限公司	946百万円	100%	当社製品の生産・販売

（注） 1. ※は間接所有の比率です。
2. 2015年8月6日付で、当社はH.I.G. Luxembourg Holdings 28 S.à r.l.の全株式を取得し、同社およびその傘下にある事業会社のAR Metallizing N.V.およびそのグループ会社を連結子会社としました。
なお、H.I.G. Luxembourg Holdings 28 S.à r.l.は、2015年9月15日付で、Nissha Luxembourg Holdings S.à r.l.に商号変更しました。
3. 2015年12月30日付で、当社の連結子会社であるAR Metallizing N.V.およびARM Embalagens Ltda.がMálaga Produtos Metalizados Ltda.の全持分を取得したことに伴い、同社は当社の連結子会社となりました。

(7) 主要な借入先および借入額（2016年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	5,000百万円
株式会社京都銀行	2,500百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,500百万円

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2016年3月25日付で当社の子会社であり情報コミュニケーション事業を展開する日本写真印刷コミュニケーションズ株式会社と共同印刷株式会社との3社間で、事業収益の改善と一層のお客さま満足の実現のために、資本業務提携契約および生産受委託契約を締結しました。

2. 株式に関する事項(2016年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数　180,000,000 株

(2) 発行済株式の総数　45,029,493 株
(うち自己株式 2,117,034 株)

(3) 株主数　8,048 名

所有者別株式分布状況

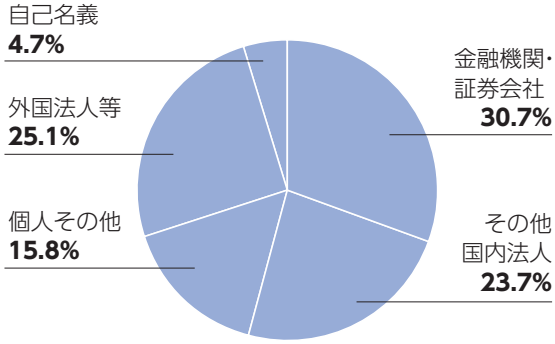

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
TAIYO FUND, L.P.	3,079	7.17
鈴木興産株式会社	2,563	5.97
明治安田生命保険相互会社	2,341	5.45
株式会社みずほ銀行	2,076	4.83
株式会社京都銀行	1,442	3.36
ニッシャ共栄会	1,045	2.43
DIC株式会社	905	2.10
王子ホールディングス株式会社	894	2.08
TAIYO HANEI FUND, L.P.	877	2.04
ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー 505019	795	1.85

(注) 1. 当社は、自己株式2,117千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いています。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しています。
3. 上記株式会社みずほ銀行の所有株式は、同行が退職給付信託の信託財産として拠出しているものです (株主名簿上の名義は、みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社です)。
4. ニッシャ共栄会は、当社の取引先持株会です。
5. 上記DIC株式会社の所有株式は、同社が退職給付信託の信託財産として拠出しているものです(株主名簿上の名義は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・DIC株式会社口)です)。

3. 新株予約権等に関する事項

(1)当期末に当社役員が有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2)当期中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3)その他新株予約権等に関する重要な事項(2016年3月31日現在)

2016年2月18日開催の取締役会決議に基づき発行した「2021年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の概要

発行日	2016年3月7日(ロンドン時間)
新株予約権の数	2,000個および代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を10,000,000円で除した個数の合計数
新株予約権の目的である株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的である株式の数	行使請求に係る本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権と引換えに払い込む金銭	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。 転換価額は、当初、2,209円とする。
新株予約権の行使期間	2016年3月21日(同日を含む。)から2021年2月22日(同日を含む。)の銀行営業終了時(行使請求受付場所現地時間)まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権付社債の残高	20,000百万円

4. 会社役員に関する事項（2016年3月31日現在）

(1) 取締役および監査役の状況

地　位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	鈴　木　順　也	最高経営責任者	一般社団法人京都経済同友会代表幹事 Nissha USA, Inc. Chairman Nissha Europe GmbH Chairman Nissha Luxembourg Holdings S.à r.l. Chairman AR Metallizing N.V. Chairman 鈴木興産株式会社代表取締役社長 一般財団法人ニッシャ印刷文化振興財団理事長
取　締　役	橋　本　孝　夫	専務執行役員 最高技術責任者	エフアイエス株式会社代表取締役
取　締　役	西　原　勇　人	専務執行役員 最高財務責任者 人事・総務・法務担当	
取　締　役	辻　　良　治	社長特命事項担当 東京支社長	ニッシャビジネスサービス株式会社代表取締役
取　締　役	久保田民雄		
取　締　役	小　島　健　司		神戸大学経済経営研究所特命教授
取　締　役	野原佐和子		株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社社外取締役 株式会社ゆうちょ銀行社外取締役
常勤監査役	小　西　　均		
常勤監査役	野　中　康　朗		
監　査　役	桃　尾　重　明		桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー
監　査　役	中　野　雄　介		中野公認会計士事務所長 清友監査法人代表社員 株式会社フジックス社外監査役 株式会社エスケーエレクトロニクス社外監査役

（注）1. 取締役久保田民雄、小島健司、野原佐和子の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役桃尾重明、中野雄介の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役中野雄介氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役小島健司氏による、当社社員を対象に一般的な経営戦略の勉強会を実施し、当社は報酬を支払っておりますが、当社「社外役員の独立性に関する基準」（19頁に記載）で定める軽微基準を満たしております。

5. 監査役桃尾重明氏が所属する桃尾・松尾・難波法律事務所より、当社は必要に応じて法律上のアドバイスを受け、報酬を支払っておりますが、当社「社外役員の独立性に関する基準」(19頁に記載)で定める軽微基準を満たしております。
6. その他社外役員の重要な兼職先と当社との間に記載すべき関係はありません。
7. 当期中の取締役・監査役の異動は次のとおりであります。
(1)2015年5月15日付で代表取締役鈴木順也氏は一般社団法人京都経済同友会代表幹事に就任いたしました。
(2)2015年6月19日開催の第96期定時株主総会において、中野雄介氏が監査役に新たに選任され、同日付で就任いたしました。
(3)2015年6月19日付で監査役中野淑夫氏は任期満了により退任いたしました。
(4)2015年7月1日付で取締役辻良治氏は東京支社長に就任いたしました。
(5)2015年9月3日付で代表取締役鈴木順也氏はAR Metallizing N.V. Chairmanに就任いたしました。
(6)2015年10月1日付で代表取締役鈴木順也氏はNissha Luxembourg Holdings S.à r.l. Chairmanに就任いたしました。
8. 当社は、コーポレートガバナンスの強化を図るため、執行役員制度を導入しております。2016年4月1日付で17名(取締役兼務者2名を含む)が執行役員に就任しております。
9. 当社は、取締役久保田民雄、小島健司、野原佐和子の各氏および監査役桃尾重明、中野雄介の両氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2)取締役および監査役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額
取締役	7名	223百万円(うち社外3名 21百万円)
監査役	5名	41百万円(うち社外3名 14百万円)
合計	12名	265百万円(うち社外6名 36百万円)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額は、2008年6月27日開催の第89期定時株主総会におきまして年額430百万円以内(うち社外取締役30百万円以内)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬等の総額は、2007年6月28日開催の第88期定時株主総会におきまして年額50百万円以内(うち社外監査役16百万円以内)と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外取締役	久保田民雄	当期開催の取締役会21回すべてに出席し、国際的な知見やこれまでの他社での経営および監査役としての幅広い経験から、当社の経営について指摘を行うとともに、意見を述べております。
	小島健司	当期開催の取締役会21回すべてに出席し、企業統治、経営戦略の研究者としての深い学識から、当社の経営について指摘を行うとともに、意見を述べております。
	野原佐和子	当期開催の取締役会21回中18回に出席し、これまでの企業経営および他社取締役・監査役としての幅広い経験から、当社の経営について指摘を行うとともに、意見を述べております。
社外監査役	桃尾重明	当期開催の取締役会21回すべてに出席し、また、当期開催の監査役会13回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的な見地から指摘を行うとともに、意見を述べております。
	中野雄介	監査役就任後に開催された取締役会17回中16回に出席し、また、監査役就任後に開催された監査役会10回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的な見地から指摘を行うとともに、意見を述べております。

② 社外役員と締結している責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員および社外監査役全員との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

③ 社外役員が子会社から受けた報酬等の総額

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当期に係る会計監査人の報酬等の額	72百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	100百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社の一部につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および報酬額の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるコンサルティング業務、コンフォートレター作成業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提案する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

上記体制の整備についての取締役会決議の内容は、次のとおりです。

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社およびその子会社から成る企業集団(以下、「当社グループ」という。)における業務の適正を確保するための体制(以下、「内部統制」という。)を整備する。

① 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(i) 当社は、企業理念および私たちの価値観に基づき、グローバル視点で法・社会倫理を順守することを目的とした企業倫理・コンプライアンス指針および行動マニュアルを策定する。

(ii) 当社は、企業倫理・コンプライアンス規程に基づき、企業倫理・コンプライアンス部会を設置し、法令・定款および社会規範を順守するように監視ならびに啓蒙活動を行う。また、当社グループの各部門に推進責任者・推進担当者を任命して企業倫理・コンプライアンス推進体制を構築する。当社グループの使用人が直接に情報提供できる内部通報窓口を設置、運用するとともに、通報者の保護を図る。

(iii) 当社は、複数の社外取締役を選任し、取締役の業務の執行に関する監督機能の維持・強化を図る。
また、当社取締役会の諮問機関として、社外取締役が委員長を務め、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役・監査役の指名および取締役の処遇の客観性と公正性を確保する。

(iv) 代表取締役社長直轄の内部監査部門は、内部統制システムの整備・運用状況を分析・評価し、その改善を提言し充実させる。

(v) 当社は、反社会的勢力対応基本方針を定め、反社会的勢力対応規程に従って、反社会的勢力と一切の関係をもたず、不当要求に対して毅然とした対応をとるとともに、当社グループにおいてその徹底を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(i) 株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書等取締役の職務執行に係る情報は、法令および情報管理についての社内規程に基づき適切かつ確実に保存・管理し、閲覧可能な状態を維持する。

(ii) 会社情報の適時開示の必要性および開示内容を審議する開示統制委員会を設置し、当社グループに関する重要情報を適時適切に開示する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(i) 当社は、リスクマネジメント基本方針を定め、リスク管理に係る当社グループの取り組み姿勢を明確にする。

(ii) 代表取締役社長を委員長とするCSR委員会のもとに、企業倫理・コンプライアンス、BCP、労働・人権、環境安全、情報セキュリティ、貿易管理、品質、お客さま満足向上の全社横断的な部会を組織し、経営上の損失リスクに対処する。

(iii) 各部会や主管担当部門は管理方針や規程等を定め、リスクの分析・評価・対策を決定し日常的な監視活動を行うとともに、レビューした結果をCSR委員会に報告する。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(i) 当社は、執行役員制度の導入により、取締役会が担うべき戦略策定・経営監視機能と執行役員が担うべき業務執行機能との機能分化を図る。

(ii) 当社取締役会は中期経営計画を承認し、取締役・使用人はその戦略・業績計画に基づいて業務を遂行する。

(iii) 代表取締役社長は、執行役員に対し業務執行状況の報告を求め、その業務執行が計画どおりに進捗しているか否かを月次の会議(MBR:マンスリー・ビジネスレビュー)にて確認する。

(iv) 執行役員の業務執行状況および組織が担う戦略の実行アイ

テムをITを活用して共有し、経営の効率化を図る。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(i) 当社は、関係会社管理規程を制定し、当社グループ各社の管理の基本方針を定める。また、当社グループ各社の重要な業務執行については、稟議規程において当社の承認や報告が必要な事項を定め、その業務遂行を管理する。

(ii) 当社は、当社グループ各社の取締役および監査役を派遣し、その業務執行の適正性を確保する。

(iii) 当社コーポレート部門は、当社グループ各社における業務の適正な実施を管理するとともに、必要に応じて指導・助言を行う。

(iv) グループ監査役会を定期的に開催し、各監査役間の情報交換を行うとともに、当社グループ各社における監査の充実・強化を図る。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(i) 監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、専属の使用人を配置する。

(ii) 監査役室は監査役会に所属し、取締役から独立した組織とする。また、監査役室の使用人の人事に関する事項については監査役会と協議し同意を得る。

⑦ 当社グループの取締役・使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役・使用人は、監査役会に対して、当社グループに重大な影響を及ぼすおそれのある事実、リスク管理の状況、内部監査の実施結果、内部通報の状況と通報等の内容を速やかに報告する。当社監査役は必要に応じて当社グループの取締役・使用人に対して報告を求める。また、報告者は当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けない。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(i) 代表取締役、各取締役等と監査役会は、定期的な意見交換会を行う。また監査役は、会計監査人や内部監査部門、コーポレート部門とも定期的な会合を設定し、緊密な連携を図る。

(ii) 監査役は、取締役会に加えて重要会議(MBR:マンスリー・ビジネスレビュー等)にも出席し、必要に応じて意見を述べる。また、稟議書その他の重要な書類を閲覧する。

(iii) 公認会計士・弁護士等の財務および会計、または法務に関する相当程度の知見を有する者を含む社外監査役を通じ、監査の客観性と実効性を確保する。

(iv) 当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用を負担し、法令に基づく費用の前払の請求があった場合、確認後速やかに応じる。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取り組み

当社は、企業理念および私たちの価値観に基づき、企業倫理・コンプライアンス指針および行動マニュアルを策定しています。企業倫理・コンプライアンス部会が中心となり、当社グループの各部門担当者が講師を務める研修を通して、グローバルに役員・使用人へ周知徹底を図っています。

また、企業倫理・コンプライアンスに関する問題に適切に対処するため、当社グループの使用人が直接に情報提供できる内部通報窓口を社内外に設置、運用し、その通報内容は適時適切に企業倫理・コンプライアンス部会および監査役会に報告しています。

② リスク管理に関する取り組み

当社は、CSR委員会を設置し、企業倫理・コンプライアン

ス、BCP、労働・人権、環境安全、情報セキュリティ、貿易管理、品質、お客さま満足向上の全社横断的な部会を組織しています。2015年度は、同委員会を2回開催し、各部会から当社グループのリスク分析・評価・対策について報告を受けました。

CSR委員会は、主なリスクについては四半期ごとに月次の会議(MBR:マンスリー・ビジネスレビュー)で報告し、年1回その内容をまとめてマネジメントレビューするとともに、取締役会に報告しています。

③ 取締役の職務執行の適正性および効率性の向上に関する取り組み

当社取締役会は、取締役会規程に基づき、定例取締役会を月1回、臨時の取締役会を必要に応じて開催し、法令または定款に定めた事項や重要事項を決議するとともに、取締役の職務執行に関する報告を受け、監督を行っています。また、取締役会の監督機能の維持・強化、監査役会の監査の客観性と実効性の確保のため、必要な経験と知識を有した社外取締役と社外監査役を複数名選任しています。

④ 当社グループの業務の適正性に関する取り組み

当社は、関係会社管理規程および稟議規程に基づき、当社グループ各社から定期的な報告を受けるとともに、重要な業務執行については承認を行っています。当社が当社グループ各社に派遣した取締役および監査役は、当該グループ会社の重要な会議への出席や情報の閲覧等を通して、業務執行状況を把握しています。また、当社内部監査部門は当社グループ各社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応したモニタリングを実施しています。

⑤ 監査役監査の実効性確保に関する取り組み

当社監査役は、監査役会が定めた監査基準に準拠した監査方針および監査計画に従い、取締役会その他重要会議への出席とともに、稟議書その他の重要な書類を閲覧しています。また、主要な事業所・当社グループ各社への往査、代表取締役や各取締役・事業部長との定期的な意見交換会、および会計監査人・内部監査部門・コーポレート部門との定期的な会合を行い、緊密な連携を図っています。

コーポレートガバナンス体制図

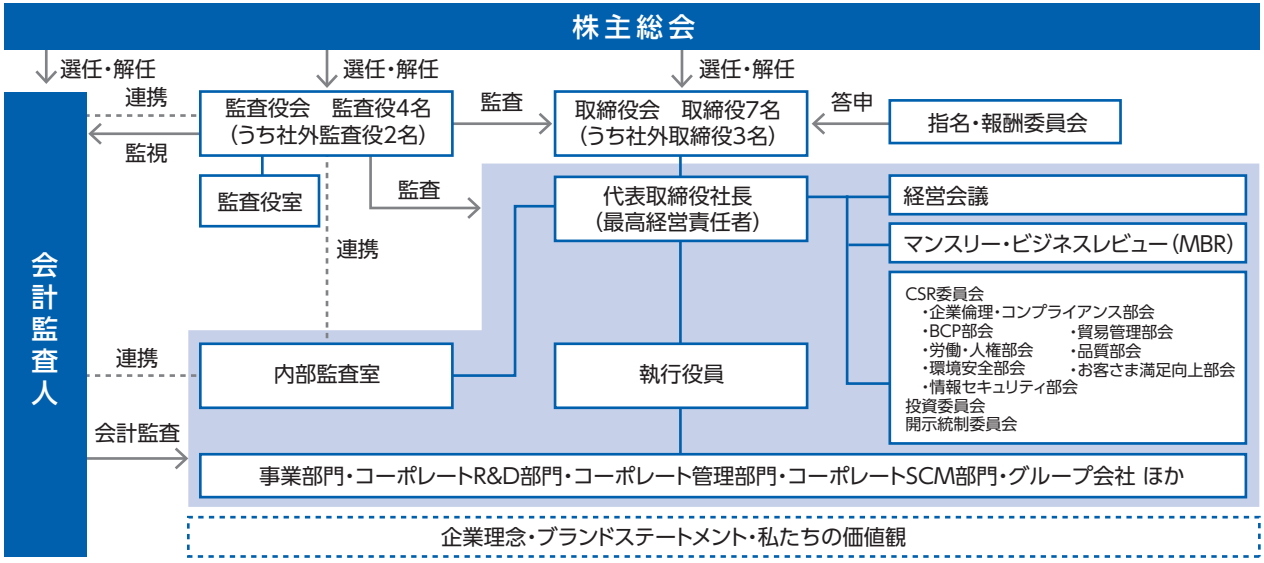

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

上記方針についての取締役会決議の内容の概要は、次のとおりです。

① 基本方針の内容

当社は、会社の支配権の移転を伴うような大規模な株式の買付提案またはこれに類似する行為に応じるか否かの判断は、最終的には、株主のみなさまのご意思に基づき行われるべきものであると考えております。

しかし、このような大規模な株式の買付提案またはこれに類似する行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主のみなさまの共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、取締役会や株主のみなさまが大規模な株式の買付提案またはこれに類似する行為について検討し、あるいは取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を与えないものなど、企業価値・株主のみなさまの共同の利益に資さないと考えられるものも少なくありません。

当社は、企業理念を礎とし、長年築きあげてきた固有技術を核に新たな価値を創出し続ける未来志向型の企業として広く社会と共生することを使命としております。有形・無形の経営資源を組み合わせ、当社ならではの特徴ある製品・サービスを提供することを通じてステークホルダーの期待に応え、良好な関係を構築します。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、このような基本的な考え方を十分に理解し、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益を中・長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、上記のような基本的な考え方を十分に理解せず、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益に資さない不適切な当社株式の大規模な買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、当社はそれを抑止するための取り組みが必要不可欠であると考えております。

② 基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、1929年に京都の地で創業して高級美術印刷を志向し、高品位な印刷技術によって「高級美術印刷の日写」と呼ばれる確固たるブランドを築きました。一方、1960年代以降、当社は紙への印刷だけではいずれ成長に限界が来るとの危機感から「水と空気以外には何にでも印刷する」という強い決意で事業領域の拡大に取り組み、現在の産業資材事業・ディバイス事業を誕生させました。そして1990年代の後半以降、コンシューマー・エレクトロニクスに関連する産業がグローバルベースで高い成長を遂げる中、当社はこの分野に経営資源を集中し、事業規模の拡大を実現しました。しかし、2008年の世界的な金融危機（リーマンショック）以降、コンシューマー・エレクトロニクスの分野では、製品需要の急激な変動や製品・サービスの低価格化が常態化するようになりました。

2015年度から運用が開始された第5次中期経営計画において、当社は「印刷技術に新たなコア技術を獲得・融合し、グローバル成長市場で事業ポートフォリオの組み換えを完成させる」ことを中期ビジョンに掲げ、コンシューマー・エレクトロニクス業界への過度な依存を是正し、バランスの取れた事業・製品ポートフォリオを再構築する、「組み換え」の戦略に着手しています。また、当社では、中期経営計画の進捗を捕捉するための経営管理指標として、ROEおよびROICを採用し、第5次中期経営計画ではROE10%以上、ROIC8%以上を目標としています。

前述のとおり、当社は創業以来、経営者の強いリーダーシップのもと、経営環境の変化に合わせて、これに適応した戦略を実践してきました。当社はこの強いリーダーシップのもとでコーポレートガバナンスが強化されることにより、迅速かつ果断な意思決定が促進され、同時に経営の透明性、公正性を確保することに繋がるものと考えており、コーポレートガバナンスを重要な経営課題と認識しています。

当社は、執行役員制度を導入し、取締役会が担うべき戦略策定および経営監視機能と、執行役員が担うべき業務執行機能との分化を図っています。また、取締役会のダイバーシティーを推進し、現在の取締役会は、独立性の高い社外取締役3名を含む取締役7名（社外取締役比率42.9%、女性比率

14.3%）で構成されています。社外取締役は他社での企業経営の経験や、コーポレートガバナンス・経営戦略の研究者としての知見などから有益な指摘、意見を述べており、取締役会の議論は活性化しています。また、2015年10月には、当社はコーポレートガバナンス基本方針を制定しました。役員の選任や報酬に関して客観性と公正性を確保するために社外取締役の知見を活用した指名・報酬委員会を新設すること、取締役会の機能をさらに向上させるために取締役会の実効性の評価を年1回行うことなどを定めています。

当社は、以上の取り組みを継続して実施することによって、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益の確保・向上を実現できるものと考えています。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2013年5月10日開催の当社取締役会において、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益のより一層の確保・向上を目的として、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の一部改定（以下、「本プラン」といいます。）を決議し、2013年6月21日開催の第94期定時株主総会において株主のみなさまにご承認いただきました。

本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20％以上となる買付け、もしくは、当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20％以上となる公開買付けに該当する行為もしくはこれに類似する行為（以下、「買付等」といいます。）を行うまたは行うことを提案する者（以下、「買付者等」といいます。）が現れた場合に、買付者等に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う期間を確保したうえで、株主のみなさまに対して当社取締役会策定の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行うという、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益を確保・向上させるための手続を定めています。買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合、または、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益を著しく損なうと判断される場合は、一定の対抗措置を実施することがあります。

（ご参考）

本プランの詳細につきましては、以下のインターネット上の当社ウェブサイトをご参照ください。

(http://www.nissha.com/news/disclosure/05/had98i000000woqs-att/disclosure20130510_2.pdf)

本プランの有効期間は本総会終結の時までとされているため、2016年5月12日開催の取締役会において、本総会における株主のみなさまのご承認を条件に本プランの内容を一部改定したうえ、更新することを決定し、同日付でその詳細を公表いたしました。当該対応策の内容につきましては、添付の株主総会参考書類第6号議案（23頁から46頁）をご参照ください。

④ 上記の取り組みについての取締役会の判断

上記②の取り組みは、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益を確保・向上させるための施策であり、その結果が株主および投資家のみなさまによる当社株式の評価に適正に反映されることにより、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益を著しく損なうおそれのある買付等は困難になるものと考えられます。

上記③の取り組みは、当社の企業価値・株主のみなさまの共同の利益を確保・向上させるための手続を定めるものです。また、本プランにおいては、(i) 株主総会において株主のみなさまのご承認を得て導入されたものであることに加え、一定の場合には対抗措置の実施または不実施につき株主のみなさまのご意思を確認する仕組みが設けられていること、(ii) 株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも本プランを廃することができること、(iii) 当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会を設置し、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重して意思決定を行うものとしていること、(iv) 本プランの発動に関する合理的な客観的要件が設定されていること等が定められております。

従いまして、上記②および③の取り組みは、いずれも、基本方針に沿うものであり、株主のみなさまの共同の利益の確保・向上に資するものであり、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表 (2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**83,959**
現金および預金	40,085
受取手形および売掛金	21,665
有価証券	2,033
商品および製品	8,027
仕掛品	3,806
原材料および貯蔵品	2,721
繰延税金資産	2,234
未収消費税等	1,722
その他	1,878
貸倒引当金	△216
固定資産	**72,148**
有形固定資産	**43,184**
建物および構築物	20,287
機械装置および運搬具	13,032
工具器具および備品	1,537
土地	5,936
リース資産	1,627
建設仮勘定	762
無形固定資産	**18,327**
ソフトウエア	1,256
のれん	10,824
技術資産	2,563
顧客関係資産	3,427
その他	255
投資その他の資産	**10,636**
投資有価証券	9,848
繰延税金資産	288
その他	978
貸倒引当金	△478
資産合計	**156,107**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**48,669**
支払手形および買掛金	24,758
短期借入金	12,485
1年内返済予定の長期借入金	563
リース債務	170
未払費用	3,585
未払法人税等	1,313
賞与引当金	1,730
役員賞与引当金	60
その他	4,001
固定負債	**37,342**
社債	20,000
長期借入金	3,487
リース債務	1,633
繰延税金負債	5,440
退職給付に係る負債	6,378
その他	402
負債合計	**86,011**
純資産の部	
株主資本	**63,917**
資本金	5,684
資本剰余金	7,355
利益剰余金	53,808
自己株式	△2,931
その他の包括利益累計額	**6,178**
その他有価証券評価差額金	4,977
為替換算調整勘定	1,770
退職給付に係る調整累計額	△570
純資産合計	**70,096**
負債・純資産合計	**156,107**

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書 (2015年4月1日から2016年3月31日まで)

(単位：百万円)

科　目	金　額	
売上高		119,222
売上原価		90,121
売上総利益		29,100
販売費および一般管理費		18,558
営業利益		10,541
営業外収益		
受取利息および配当金	208	
その他	152	361
営業外費用		
支払利息	219	
持分法による投資損失	187	
為替差損	1,023	
支払補償費	30	
その他	204	1,665
経常利益		9,237
特別利益		
固定資産売却益	89	
国庫補助金	181	270
特別損失		
固定資産除売却損	157	
投資有価証券評価損	493	
減損損失	334	
のれん償却額	638	1,624
税金等調整前当期純利益		7,883
法人税、住民税および事業税	1,897	
法人税等調整額	△912	985
当期純利益		6,898
親会社株主に帰属する当期純利益		6,898

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

貸借対照表 (2016年3月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**62,742**
現金および預金	32,185
受取手形	409
売掛金	12,467
有価証券	2,033
短期貸付金	2,180
商品および製品	5,643
仕掛品	782
原材料および貯蔵品	62
前払費用	292
繰延税金資産	1,582
未収入金	1,640
未収消費税等	1,549
その他	1,994
貸倒引当金	△82
固定資産	**54,449**
有形固定資産	**15,298**
建物	7,817
構築物	267
機械装置	146
車両運搬具	2
工具器具および備品	1,086
土地	5,928
リース資産	7
建設仮勘定	42
無形固定資産	**1,171**
ソフトウエア	1,116
その他	55
投資その他の資産	**37,978**
投資有価証券	9,413
関係会社株式	3,447
その他の関係会社有価証券	15,259
関係会社出資金	1,378
長期貸付金	12,196
破産更生債権等	224
その他	281
貸倒引当金	△4,223
資産合計	**117,191**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**38,390**
支払手形	2,321
買掛金	21,063
短期借入金	10,020
未払費用	1,626
未払法人税等	64
賞与引当金	665
役員賞与引当金	60
その他	2,569
固定負債	**25,648**
社債	20,000
繰延税金負債	1,900
退職給付引当金	3,679
その他	69
負債合計	**64,039**
純資産の部	
株主資本	**48,312**
資本金	**5,684**
資本剰余金	**7,355**
資本準備金	7,115
その他資本剰余金	240
利益剰余金	**38,203**
利益準備金	1,230
その他利益剰余金	36,973
別途積立金	28,766
繰越利益剰余金	8,207
自己株式	**△2,931**
評価・換算差額等	**4,839**
その他有価証券評価差額金	4,839
純資産合計	**53,152**
負債・純資産合計	**117,191**

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

損益計算書（2015年4月1日から2016年3月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		88,430
売上原価		75,653
売上総利益		12,776
販売費および一般管理費		12,467
営業利益		309
営業外収益		
受取利息および配当金	355	
固定資産賃貸料	1,286	
その他	74	1,716
営業外費用		
支払利息	124	
固定資産賃貸費用	704	
為替差損	1,054	
その他	170	2,054
経常損失		29
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産除売却損	140	
投資有価証券評価損	493	
関係会社株式評価損	1,442	
関係会社貸倒引当金繰入額	183	2,259
税引前当期純損失		2,287
法人税、住民税および事業税	2	
法人税等調整額	△836	△834
当期純損失		1,453

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2016年5月11日

日本写真印刷株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　辻　内　　章　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　山　　聡　㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本写真印刷株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本写真印刷株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2016年5月11日

日本写真印刷株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　辻　内　　章　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　山　　聡　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本写真印刷株式会社の2015年4月1日から2016年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2015年4月1日から2016年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2016年5月11日

日本写真印刷株式会社 監査役会

常勤監査役　小西　均　㊞

常勤監査役　野中康朗　㊞

社外監査役　桃尾重明　㊞

社外監査役　中野雄介　㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

※駐車スペースに限りがございますので、できるだけ、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

会場

京都市中京区壬生花井町3番地
当本社　講堂
電話 075-823-5110

交通機関

・市バスご利用の方

四条中新道下車 徒歩1分(約50m)
JR京都駅D3乗り場より
市バス26・28系統乗車
JR二条駅より市バス69系統乗車

・阪急ご利用の方

阪急大宮駅(北改札口・西改札口)より
四条通を西へ徒歩約10分(約800m)
阪急西院駅より
四条通を東へ徒歩約10分(約800m)

・タクシーご利用の方

(ご参考)JR京都駅より約20分
JR二条駅より約6分

VEGETABLE OIL INK

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915

UD FONT